第79回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時：2015年6月26日（金曜日）
受付開始　午前 9時
開　　会　午前10時

場所：東京都千代田区永田町二丁目10番3号
ザ・キャピトルホテル 東急
1階「鳳凰」

開催場所が昨年と異なります。
裏表紙会場ご案内図をご参照ください。

自然と健康を科学する

招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告
お知らせ・株主メモ

株式会社ツムラ

証券コード：4540

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第79期（2014年4月1日～2015年3月31日）は、「“KAMPO”で人々の健康に寄与する価値創造企業を目指して」というテーマの長期経営ビジョンの実現に向けた第1期中期経営計画の3年目にあたります。医療費抑制策の基調や一部の原料生薬の価格高騰および円安の進行など、当社は外部環境の大きな変化に直面しながらも、「漢方市場の拡大」「収益力の強化」「財務・資本政策」の3つの戦略課題への取り組みを加速させております。

また、当社は、2015年5月12日付取締役会において、コーポレートガバナンス体制の変更について決議いたしました。取締役会の監督機能の強化および執行役員による業務執行体制をより明確化することが目的です。具体的には、社外取締役を増員するとともに、業務執行上の職責に応じた役付執行役員の設置を含めた執行役員制度の変更により、迅速な意思決定と効率的な業務執行ができるガバナンス体制を構築してまいりたいと考えております。

当社事業の主力製品である医療用漢方製剤は、さまざまな領域の疾患において治療に取り入れていただくようになってまいりました。政府の掲げる「健康長寿社会の実現」においても当社が果たすべき役割は大きいと考えております。今後も、国内のどの医療機関・診療科においても、患者様が必要に応じて漢方を取り入れた治療を受けられる医療現場の実現に貢献することを目指してまいります。

また、当社は株主様への利益還元を会社の重要な政策と考え、漢方・生薬事業の継続的な発展を目指し、中長期の利益水準やキャッシュ・フローの状況等を勘案し、安定配当を実施する方針としております。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長　加藤 照和

経営理念

自然と健康を科学する

企業使命

漢方医学と西洋医学の融合により
世界で類のない最高の医療提供に貢献します

永久・グループ共有

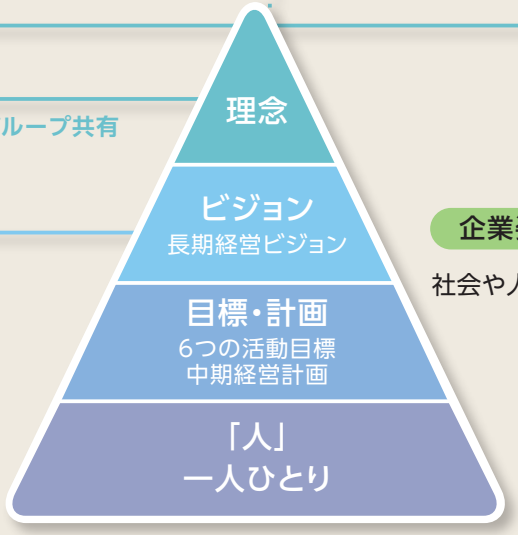

基本基調

企業姿勢　企業文化

社会や人々のお役に立てる企業
人に優しい企業

長期経営ビジョン ～2021年ビジョン～

“KAMPO”で人々の健康に寄与する価値創造企業を目指して

10年後のあるべき姿を長期経営ビジョンとしてとらえ、
2021年ビジョンのテーマを「“KAMPO”で人々の健康に寄与する価値創造企業を目指して」としました。
企業価値創造を「“漢方”のツムラ」「“人”のツムラ」「“グローバル・ニッチ”のTSUMURA」の3つのビジョンから推進していきます。

“漢 方”のツムラ

国内のどの医療機関・診療科においても、患者様が必要に応じて“漢方”を取り入れた治療を受けられる医療現場の実現に貢献

“人”のツムラ

世界に手本のない“漢方”ビジネスにおいて、自らが新しい道を開拓でき、誰からも信頼される“人”の企業集団へ

“グローバル・ニッチ”のTSUMURA

ツムラグループの持つ技術・ノウハウを最大限活用し、米国におけるTU-100（大建中湯）の開発・上市

長期経営ビジョンの実現に向けて

価値創造に向けた
成長基盤の強化

国内市場を
基盤とした
安定的成長

海外市場を含め
さらなる
成長に向けた
新ステージへ

長期経営ビジョン
～2021年ビジョン～
“KAMPO”で人々の
健康に寄与する
価値創造企業を
目指して

“漢 方”のツムラ

“人”のツムラ

“グローバル・ニッチ”
のTSUMURA

2012 2014 2016 2019

4年	3年	3年
第1期中期経営計画	第2期中期経営計画	第3期中期経営計画

戦 略 課 題

漢方市場の拡大

日本国内における
医療用漢方製剤
市場の拡大等

- 国内のどの医療機関・診療科においても、患者様が必要に応じて“漢方”を取り入れた治療を受けられる医療現場の実現に貢献する
- 米国におけるTU-100（大建中湯）の開発・上市

収益力の強化

新生産技術の
導入等による
「コスト構造改革」の実現

- 漢方製剤の新生産技術導入等により「コスト構造改革」を実現する
- 国内外における自社管理圃場方式での生薬栽培地の拡大により、品質・量・価格のすべての面で原料生薬の安定確保を実現する

財務・資本政策

財務・資本政策の
遂行による
企業価値の拡大

- 生産性向上に資する積極的な設備投資に加え、非事業資産である投資有価証券等の一部売却や売掛債権流動化等により、資産の効率化を図る

目　次

第79回定時株主総会 招集ご通知　5P

第79回定時株主総会参考書類　12P

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役6名選任の件
第3号議案　監査役4名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

第79回定時株主総会招集ご通知 添付書類

第79期事業報告　26P

1. 企業集団の現況
2. 株式に関する事項
3. 役員に関する事項
4. 会計監査人に関する事項
5. 業務の適正を確保するための体制

第79期連結計算書類　78P

連結貸借対照表
連結損益計算書
(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書
連結株主資本等変動計算書

第79期計算書類　86P

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書

監査報告　94P

連結計算書類に係る会計監査報告
計算書類に係る会計監査報告
監査役会の監査報告

お知らせ・株主メモ　100P

株主様アンケート集計結果
株主メモ

招集ご通知

証券コード　4540
2015年6月5日

株　主　各　位

東京都港区赤坂二丁目17番11号
株式会社ツムラ
取締役社長　加藤　照和

第79回定時株主総会　招集ご通知

拝啓　平素は格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を以下により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使いただくことが可能です。お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2015年6月25日（木曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使の場合

9ページ以降に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスいただき、画面の案内に従って上記の行使期限までに各議案に対する賛否をご入力のうえ、ご送信ください。

詳しくは7ページ以降をご参照ください。

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表

https://www.tsumura.co.jp/zaimu/meeting/general/index.html

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

記

1. 日　　時　2015年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都千代田区永田町二丁目10番3号
ザ・キャピトルホテル 東急 1階「鳳凰」

※会場を昨年と変更しております。ご来場の際は、裏表紙の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項

●報告事項

1. 第79期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類報告の件

●決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役6名選任の件
第3号議案　監査役4名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件

その他議決権行使に係る事項

- 書面による議決権の行使において、各議案に賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合で、同一議案に対する議決権行使の内容が異なる場合には、最後の議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- 株主総会にご出席いただけない場合、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会に出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

http://www.tsumura.co.jp/

以　上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

A 株主総会へ出席する場合

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
（捺印は不要です）

B 議決権行使書を郵送する場合

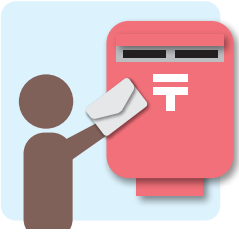

各議案の賛否をご表示のうえ、お早めにご投函ください。
（捺印は不要です）

C インターネットによる議決権行使の場合

9ページをご参照ください。

議決権行使書のご記入方法のご案内

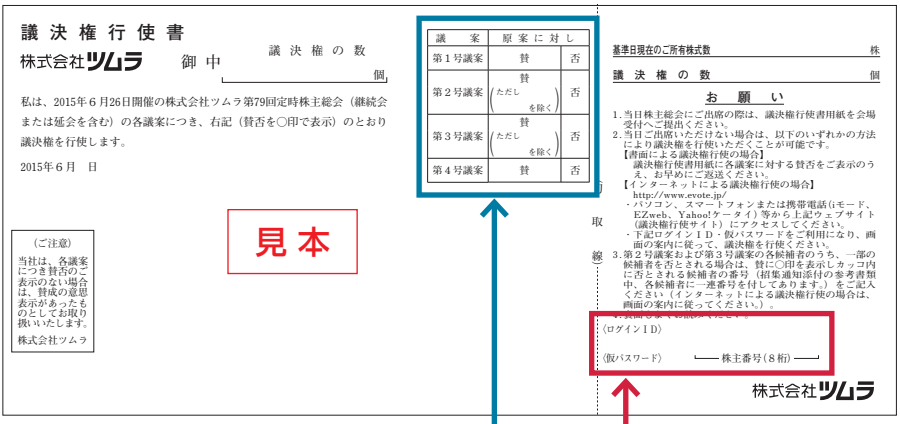

議決権行使書

株式会社ツムラ　御中

議決権の数　　個

私は、2015年6月26日開催の株式会社ツムラ第79回定時株主総会（継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

2015年6月　日

（ご注意）
当社は、各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
株式会社ツムラ

見本

議　案	原案に対し	
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛（ただし　を除く）	否
第3号議案	賛（ただし　を除く）	否
第4号議案	賛	否

基準日現在のご所有株式数　　株

議決権の数　　個

お願い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使いただくことが可能です。
【書面による議決権行使の場合】
議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。
【インターネットによる議決権行使の場合】
http://www.evote.jp/
・パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）等から上記ウェブサイト（議決権行使サイト）にアクセスしてください。
・下記ログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使ください。
3. 第2号議案および第3号議案の各候補者のうち、一部の候補者を否とされる場合は、賛に○印を表示しカッコ内に否とされる候補者の番号（招集通知添付の参考書類中、各候補者に一連番号を付してあります。）をご記入ください（インターネットによる議決権行使の場合は、画面の案内に従ってください。）。

取線

（ログインID）
（仮パスワード）　株主番号（8桁）

株式会社ツムラ

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

インターネットによる
議決権行使に必要となる
「ログインID」と
「仮パスワード」が
記載されています。

第1号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員に反対する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 → 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご表示ください。

第3号議案

- 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 全員に反対する場合 → 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 → 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご表示ください。

第4号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 → 「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

1 議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスし、画面の案内に従って行使いただきますようお願い申し上げます。

http://www.evote.jp/

以下はパソコンの画面を表示しております。

議決権行使サイトにアクセスする

A 「次の画面へ」をクリック

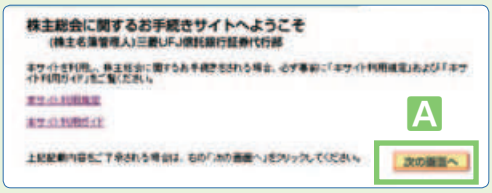

ログインする

B お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

C 「ログイン」をクリック

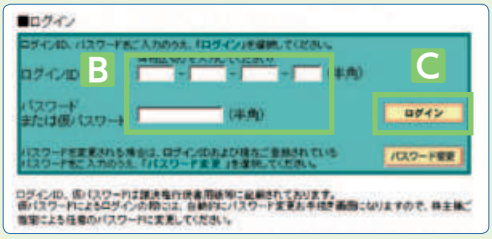

パスワードを登録する

D 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方に入力。新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

E 「送信」をクリック

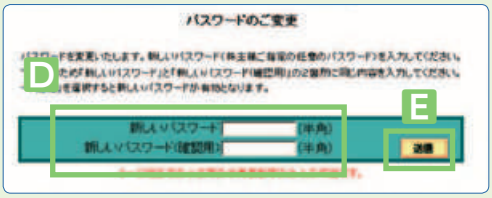

確認画面が出たら「確認」をクリック

以降、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

2015年6月25日(木曜日)午後5時45分まで
承りますが、お早めにご行使ください。

2 議決権行使サイトについて

■ インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)なお、議決権行使サイトはパソコン、スマートフォンまたは携帯電話(ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)等によりアクセス可能で、ご利用環境により自動的に振り分けられます。

※「ｉモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

■ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、OS・ブラウザー等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用いただけない場合もございます。

■ 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。なお、セキュリティ確保のため、暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

■ インターネットによる議決権行使は、2015年6月25日(木曜日)の午後5時45分まで受け付けいたしますが、お早めに行使いただき、ご不明な点等がございましたら、後記ヘルプデスクへお問い合わせください。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

次のページへ

4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
電　　話　**0120-173-027**（通話料無料）
受付時間　9:00～21:00

一般株式事務のお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
電　　話　**0120-232-711**（通話料無料）
受付時間　9:00～17:00（土・日・祝祭日等を除く）

第79回
定時株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件 ……13P

第2号議案　取締役６名選任の件 ……14P

第3号議案　監査役４名選任の件 ……20P

第4号議案　補欠監査役１名選任の件……24P

第 1 号 議 案

第1号議案　剰余金の処分の件

当社では、株主様に対する利益還元を会社の重要な政策と考え、今後も事業の継続的な発展を目指し、中長期の利益水準やキャッシュ・フローの状況等を勘案し、安定配当を実施していく方針としております。

内部留保資金につきましては、将来の企業価値向上に資する設備投資や研究開発などの投資に充当してまいります。

このような方針の下、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

■期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金32円といたします。

なお、この配当総額は、2,256,792,928円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2015年6月29日といたします。

第２号議案

第2号議案　取締役6名選任の件

取締役全員(8名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。当社においては、取締役の監督機能の強化および執行役員による業務執行体制をより明確にするため、執行役員制度を変更することとしております。

これに伴い、取締役2名を減員し、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	加藤（かとう）　照和（てるかず）	代表取締役社長　再　任
2	杉田（すぎた）　亨（とおる）	専務取締役執行役員　再　任
3	藤（ふじ）　康範（やすのり）	取締役執行役員　再　任
4	杉本（すぎもと）　茂（しげる）	社外取締役　再　任　社　外　独　立
5	松井（まつい）　憲一（けんいち）	新　任　社　外　独　立
6	増田（ますだ）　弥生（やよい）	新　任　社　外　独　立

1 加藤　照和（かとう　てるかず）（51歳）

生年月日　1963年8月26日

現在の当社における地位

代表取締役社長

再　任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月　当社入社
2001年 8月　TSUMURA USA,INC.取締役社長
2006年 1月　当社広報部長
2007年 4月　当社理事コーポレート・コミュニケーション室長
2011年 6月　当社取締役執行役員コーポレート・コミュニケーション室長
2012年 6月　当社代表取締役社長（現任）

■所有する当社株式数
10,700株

■当社との特別な利害関係
なし

2 杉田　亨（すぎた　とおる）（59歳）

生年月日　1955年11月16日

現在の当社における地位

専務取締役執行役員

再　任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年 4月　当社入社
1992年 5月　当社医薬品静岡工場製造部長
2000年 4月　当社理事生産本部生産企画部長
2003年 6月　当社執行役員生産本部副本部長
2007年 6月　当社取締役執行役員生産本部長
2010年 6月　当社常務取締役執行役員生産本部長
2014年 4月　当社常務取締役執行役員
2014年 6月　当社専務取締役執行役員（現任）

■所有する当社株式数
15,000株

■当社との特別な利害関係
なし

3	ふじ　やすのり 藤　康範（58歳） 生年月日　1957年1月8日	現在の当社における地位 取締役執行役員

再　任

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年　4月　株式会社三菱銀行
（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）
入行
2008年11月　当社顧問
2009年　4月　当社執行役員CSR推進室長
2011年　6月　当社取締役執行役員CSR推進室長
2013年　4月　当社取締役執行役員内部統制室長
財務・経理担当
（現任）

■所有する当社株式数
16,900株

■当社との
特別な利害関係

なし

4	すぎもと　しげる 杉本　茂（56歳） 生年月日　1958年10月12日	現在の当社における地位 社外取締役

再　任

社　外

独　立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月　住宅・都市整備公団（現 独立行政法人都市再生機構）入社
1985年10月　太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）入所
1987年 6月　不動産鑑定士登録
1988年 7月　株式会社さくら綜合事務所 代表取締役（現任）
1989年 2月　公認会計士登録
1992年 3月　税理士登録
1995年12月　監査法人さくら綜合事務所（現 さくら萌和有限責任監査法人）代表社員（現任）
2012年 6月　当社社外取締役（現任）
2013年11月　ヒューリックリート投資法人 監督役員（現任）

■ 社外取締役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって3年

■所有する当社株式数
1,200株

■当社との特別な利害関係

なし

●当社は、杉本茂氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出ております。

●杉本茂氏を社外取締役候補者とした理由
杉本茂氏は、株式会社さくら綜合事務所の代表取締役、さくら萌和有限責任監査法人の代表社員およびヒューリックリート投資法人の監督役員を兼務しておりますが、当社はいずれの法人とも取引関係を有していないため、同氏は高い独立性を有していると判断し、社外取締役の候補者としました。

●杉本茂氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
杉本茂氏は、公認会計士、不動産鑑定士、税理士としての豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

●杉本茂氏との責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役候補者の杉本茂氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第31条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を締結する予定であります。

5	まつい　けんいち 松井　憲一　(65歳) 生年月日　1949年7月5日	現在の当社における地位

新　任

社　外

独　立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年　4月　出光興産株式会社 入社
2001年　6月　同社経理部長
2003年　4月　同社執行役員経理部長
2004年　6月　同社常務執行役員経理部長
2005年　6月　同社常務取締役
2010年　6月　同社代表取締役副社長
2014年　6月　株式会社三重銀行社外取締役(現任)

■所有する当社株式数
0株

■当社との特別な利害関係
なし

●当社は、松井憲一氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出る予定であります。

●松井憲一氏を社外取締役候補者とした理由
松井憲一氏は、株式会社三重銀行の社外取締役を務めておりますが、当社と取引関係を有していないため、同氏は高い独立性を有していると判断し、社外取締役の候補者としました。

●松井憲一氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
松井憲一氏は、長年にわたり企業経営者としての豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

●松井憲一氏との責任限定契約の内容の概要
第2号議案の承認可決を条件といたしまして、当社は候補者松井憲一氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合であって、その職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とするというものであります。

6	ますだ　やよい 増田　弥生（58歳） 生年月日　1957年3月18日	現在の当社における地位

新　任

社　外

独　立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年　4月　株式会社リコー 入社
1992年　1月　リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社　組織・人材開発部長
1995年　4月　リーバイ・ストラウス&カンパニー社（米国）　グローバルリーダー企画開発部長
1998年 10月　同社　アジア・パシフィック・ディビジョン人材開発部門長
1999年 12月　リーバイ・ストラウス ジャパン株式会社　人事統括本部長
2004年　4月　ナイキ社（米国）アジア太平洋地域人事部門長
2012年　2月　株式会社やよいジャパン代表取締役（現任）

■所有する当社株式数
0株

■当社との特別な利害関係
なし

●当社は、増田弥生氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出る予定であります。
●増田弥生氏を社外取締役候補者とした理由
増田弥生氏は、株式会社やよいジャパンの代表取締役を務めておりますが、当社と取引関係を有していないため、同氏は高い独立性を有していると判断し、社外取締役の候補者としました。
●増田弥生氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
増田弥生氏は、長年にわたり外資系企業における豊富な経験と見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定および業務執行の監督等に十分な役割を発揮していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
●増田弥生氏との責任限定契約の内容の概要
第2号議案の承認可決を条件といたしまして、当社は候補者増田弥生氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の概要は、社外取締役が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合であって、その職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とするというものであります。

(注)各候補者の年齢は、2015年6月26日現在のものであります。

第 3 号 議 案

第3号議案　監査役4名選任の件

監査役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位
1	なかやま　てるなり 中山　照也	取締役執行役員　新　任
2	いわさわ　つよし 岩澤　強	取締役執行役員　新　任
3	おおうち　くにこ 大内　圀子	新　任　社　外　独　立
4	はねいし　きよみ 羽石　清美	新　任　社　外　独　立

1

なかやま　てるなり
中山　照也（62歳）

生年月日　1952年12月23日

現在の当社における地位
取締役執行役員

新　任

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年　1月　当社入社
1991年　4月　当社医薬事業部管理第一部長
1994年　4月　当社医薬マーケティング本部長
1998年　4月　当社理事医薬営業本部福岡支店長
2003年　4月　当社理事中国事業本部長
2003年　6月　当社執行役員中国事業本部長
2007年　4月　当社執行役員法務部長
2011年　5月　当社執行役員
　　コンプライアンス推進室長
2011年　6月　当社取締役執行役員
　　コンプライアンス推進室長
2015年　4月　当社取締役執行役員
　　コンプライアンス統括部長　兼
　　人事部担当
　　（現任）

■所有する当社株式数
10,600株

■当社との
特別な利害関係
なし

2

いわさわ　つよし
岩澤　強（62歳）

生年月日　1953年6月13日

現在の当社における地位
取締役執行役員

新　任

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年　9月　当社入社
1998年　4月　当社生産本部静岡工場化学品製造部長
2002年10月　深圳津村薬業有限公司総経理
2005年　4月　深圳津村薬業有限公司董事長
2006年10月　当社生薬本部生薬業務部長
2007年　4月　当社理事生薬本部長
2011年　4月　当社執行役員生薬本部長
2012年　6月　当社取締役執行役員生薬本部長
　　（現任）

■所有する当社株式数
10,100株

■当社との
特別な利害関係
なし

3	おおうち　くにこ 大内　圀子（70歳） 生年月日　1945年3月30日	現在の当社における地位

新　任

社　外

独　立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1971年　4月　弁護士登録
　　長野国助法律事務所 入所
1972年　4月　深澤守法律事務所
　　（現　深澤総合法律事務所）入所
1978年　3月　大内くに子法律事務所 所長
　　（現任）

■所有する当社株式数
0株

■当社との特別な利害関係
なし

●当社は、大内圀子氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出る予定であります。

●大内圀子氏を社外監査役候補者とした理由
大内圀子氏は、過去に直接企業経営に関与しておりませんが、弁護士の資格を有しており、豊富な専門知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

●大内圀子氏が社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
大内圀子氏は、弁護士として会社法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

●大内圀子氏との責任限定契約の内容の概要
第3号議案の承認可決を条件といたしまして、当社は候補者大内圀子氏との間で会社法第427条第1項および当社定款第44条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。

4	はねいし　きよみ 羽石　清美（52歳） 生年月日　1963年2月22日	現在の当社における地位

新　任

社　外

独　立

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 12月	太田昭和アーンスト・アンド・ヤング株式会社（現　EY税理士法人）入社
1997年　1月	株式会社さくら綜合事務所　入社 監査法人さくら綜合事務所（現　さくら萌和有限責任監査法人）入所
2000年　4月	公認会計士登録
2000年 11月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2005年 10月	農林水産省　入省（任期付国家公務員）
2009年 10月	有限責任あずさ監査法人 入所
2012年　3月	消費者庁　入庁（任期付国家公務員）
2013年　9月	羽石清美公認会計士事務所　所長（現任）
2013年 11月	税理士登録

■所有する当社株式数
0株

■当社との特別な利害関係
なし

●当社は、羽石清美氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に届け出る予定であります。

●羽石清美氏を社外監査役候補者とした理由
羽石清美氏は、過去に直接企業経営に関与しておりませんが、公認会計士、税理士の資格を有しており、豊富な専門知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

●羽石清美氏が社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
羽石清美氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

●羽石清美氏との責任限定契約の内容の概要
第3号議案の承認可決を条件といたしまして、当社は候補者羽石清美氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。当該責任限定契約の概要は、社外監査役が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合であって、その職務の遂行につき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とするというものであります。

(注)各候補者の年齢は、2015年6月26日現在のものであります。

第４号議案

第4号議案　　補欠監査役1名選任の件

当社は、2011年6月29日開催の第75回定時株主総会において、補欠監査役として佐藤信祐氏を選任しておりますが、同氏は本総会の開始の時をもって予選の効力期間が満了となります。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠として補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

野田　聖子（のだ　せいこ）（51歳）	現在の当社における地位
生年月日　1964年２月17日	社外監査役

新　任

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1986年　4月　株式会社阿波銀行入行
1999年　4月　弁護士登録
　　永沢総合法律事務所入所
　　（現任）
2007年　6月　当社社外監査役
　　（現任）

■ 社外監査役在任年数

本定時株主総会終結の時をもって8年

■所有する当社株式数
2,500株

■当社との特別な利害関係

なし

●野田聖子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由
野田聖子氏は、弁護士の資格を有しており、豊富な専門知識と経験を、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

●野田聖子氏が社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由
野田聖子氏は、弁護士として会社法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

●野田聖子氏との責任限定契約の内容の概要
当社は補欠の社外監査役候補者の野田聖子氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第44条に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額であります。同氏が社外監査役に就任した場合、引き続き上記責任限定契約を締結する予定であります。

(注)年齢は、2015年6月26日現在のものであります。

以　上

第79回定時株主総会招集ご通知 添付書類

第79期事業報告

2014年4月1日から2015年3月31日まで

1. 企業集団の現況…… 27P

2. 株式に関する事項 …… 68P

3. 役員に関する事項…… 69P

4. 会計監査人に関する事項…… 73P

5. 業務の適正を確保するための体制…… 74P

1．企業集団の現況

1 経営方針

当社グループは、追い求めていくべき不変の基本的価値観である「自然と健康を科学する」という経営理念と、社会から必要とされ存在し続ける目的である「漢方医学と西洋医学の融合により世界で類のない最高の医療提供に貢献します」という企業使命を基本的な理念と位置づけ、理念に基づく経営を実践すべく、諸施策に取り組んでおります。

2 事業の経過および成果ならびに対処すべき課題

①連結業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、消費税増税後に個人消費が低調に推移したものの、政府の経済対策や日銀の追加金融緩和により、企業収益や雇用情勢の改善が継続しており、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。

国内医薬品業界におきましては、昨年4月に薬価基準の改定が実施される等、医療費抑制策の基調は変わらず、引き続き厳しい環境下で推移しました。

このような状況下、当社グループにおける当連結会計年度の売上高は、医療用漢方製剤の堅調な販売増加等により、前連結会計年度に比べ0.3％増の1,104億3千8百万円となりました。

利益につきましては、営業利益194億9千1百万円（前連結会計年度比13.2%減）、経常利益215億8千3百万円（同9.9%減）、当期純利益140億7千5百万円（同22.0%減）となりました。売上原価率は、薬価改定、一部の原料生薬の価格上昇及び円安の影響等により前年同期に比べ2.7ポイント上昇し、経費の削減等に努めましたが、営業利益率は17.6%（前連結会計年度比2.8ポイント低下）となりました。

（注）前連結会計年度の売上高には、為替変動による連結決算上の内部取引差額を16億1千9百万円計上しております。

（単位：百万円）

区　分	2013年度	2014年度（当連結会計年度）	増減額	前期比
売　上　高	110,057	110,438	380	0.3%
営　業　利　益	22,461	19,491	△2,969	△13.2%
経　常　利　益	23,966	21,583	△2,383	△9.9%
当　期　純　利　益	18,050	14,075	△3,975	△22.0%
医療用漢方製剤129処方売上高合計	102,680	105,193	2,513	2.4%

■売上高

前期比0.3%増

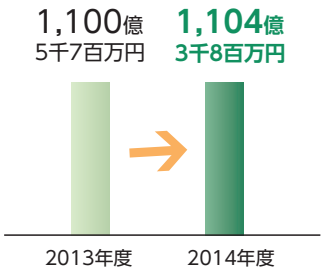

■営業利益

前期比13.2%減

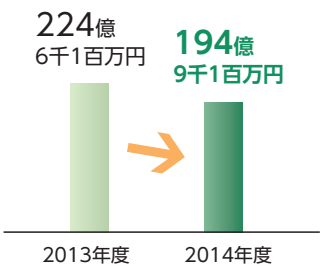

■経常利益

前期比9.9%減

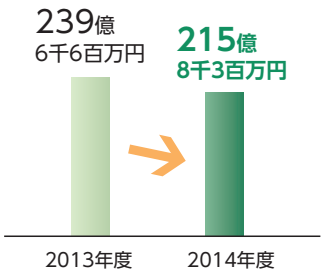

■当期純利益

前期比22.0%減

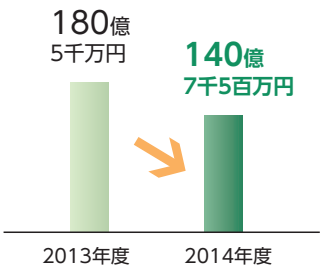

●医療用漢方製剤の概況

医療用漢方製剤全体の売上高は、薬価改定や消費税率改定の影響等を受けながらも、前連結会計年度に比べ2.4%伸長しました。

営業施策としては、医師への訪問・面談活動を強化し、各種の漢方医学セミナーや講演会・研究会、医療機関説明会、臨床研修指定病院における研修医対象の勉強会等の積極的な開催を通じて、漢方医学及び漢方製剤に関する情報提供の拡充を図っております。

また、育薬*1処方である「大建中湯(だいけんちゅうとう)」「六君子湯(りっくんしとう)」「抑肝散(よくかんさん)」「牛車腎気丸(ごしゃじんきがん)」「半夏瀉心湯(はんげしゃしんとう)」につきましては、多施設二重盲検群間比較試験*2による臨床研究とその効果を裏付ける薬物動態試験や基礎研究等が進み、有効性及び安全性について質の高いエビデンスが確立されつつあります。各種学会や論文での研究成果の発表に加え、医薬情報担当者を通じた、エビデンスに基づくプロモーション活動を展開する中、各専門領域での漢方製剤に対する評価は着実に高まっています。

*1 育薬:近年の疾病構造を見据え、医療ニーズの高い領域において新薬治療で難渋している疾患で、医療用漢方製剤が特異的に効果を発揮する疾患に的を絞り、エビデンスを確立すること(当社の定義)

*2 二重盲検群間比較試験:臨床試験において、データのバイアス(偏り)を軽減するために無作為に対照群(プラセボ)、被検群に割り付けて評価する方法

■医療用漢方製剤　売上高上位10処方

（単位：百万円）

処方名	2013年度	2014年度（当連結会計年度）	増減額	前期比
1. 大建中湯（だいけんちゅうとう）	9,785	9,993	207	2.1%
2. 補中益気湯（ほちゅうえっきとう）	6,883	6,965	81	1.2%
3. 抑肝散（よくかんさん）	6,628	6,895	267	4.0%
4. 六君子湯（りっくんしとう）	6,612	6,633	20	0.3%
5. 芍薬甘草湯（しゃくやくかんぞうとう）	4,179	4,440	261	6.2%
6. 加味逍遙散（かみしょうようさん）	4,264	4,285	21	0.5%
7. 麦門冬湯（ばくもんどうとう）	3,996	4,178	181	4.5%
8. 牛車腎気丸（ごしゃじんきがん）	3,812	3,814	2	0.1%
9. 柴苓湯（さいれいとう）	3,343	3,308	△34	△1.0%
10. 葛根湯（かっこんとう）	2,680	2,986	305	11.4%
医療用漢方製剤129処方売上高合計	102,680	105,193	2,513	2.4%
育薬5処方売上高合計	28,020	28,568	547	2.0%

②6つの活動目標

当社は、「自然と健康を科学する」という経営理念の下、「漢方医学と西洋医学の融合により世界で類のない最高の医療提供に貢献する」ことを企業使命とし、この理想的な医療の実現のために着実に前進しております。

また、当社は2012年11月8日、長期的な経営ビジョン(2021年ビジョン)である「“KAMPO”で人々の健康に寄与する価値創造企業を目指して」に基づいた、4ヵ年(2012-2015年度)の中期経営計画を公表しました。

この中期経営計画は「価値創造に向けた成長基盤の強化」をテーマとしています。

具体的な戦略課題としては、日本国内における医療用漢方製剤市場の拡大、新生産技術の導入等による「コスト構造改革」の実現、財務・資本政策の遂行による企業価値の拡大の3点をあげています。

当社は、2012-2015年度中期経営計画を2021年ビジョンの実現に向けたマイルストーンとし、これら戦略課題の追求によって、持続的な成長を図ってまいります。この中期経営計画を達成するため、これまでも掲げていた「6つの活動目標」を継続し、その具体的な取り組みについて進めております。

以下、各活動目標につきまして、進捗状況をご報告いたします。

■理念に基づく経営

TSUMURA-DNAピラミッド

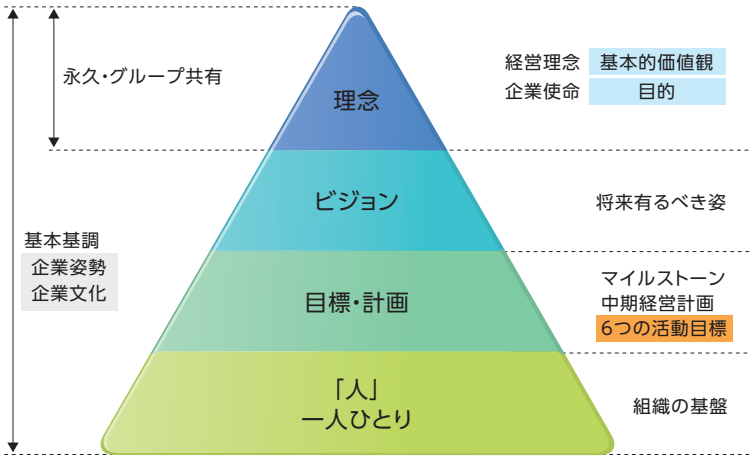

■6つの活動目標

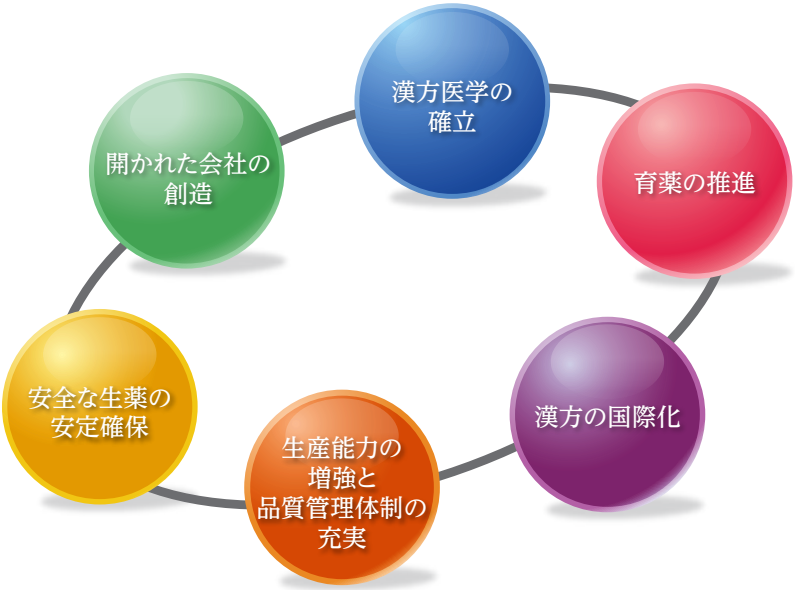
漢方医学の確立
育薬の推進
漢方の国際化
生産能力の増強と品質管理体制の充実
安全な生薬の安定確保
開かれた会社の創造

活動目標1

漢方医学の確立

当社は、「国内のどの医療機関・診療科においても、患者様が必要に応じて漢方を取り入れた治療を受けられる医療現場の実現に貢献する」ことが重要であると考えており、より多くの医師が漢方を治療に取り入れていただくようになるために、卒前・卒直後・卒後の一貫した漢方医学教育の充実・定着・発展への継続的な支援を強化してまいります。

具体的には、大学医学部・医科大学における医学生への漢方医学教育の支援、臨床研修指定病院における研修医への漢方勉強会での支援、医師への各種漢方セミナーやプロモーション活動を体系立てて継続実施してまいります。

<活動の全体像>

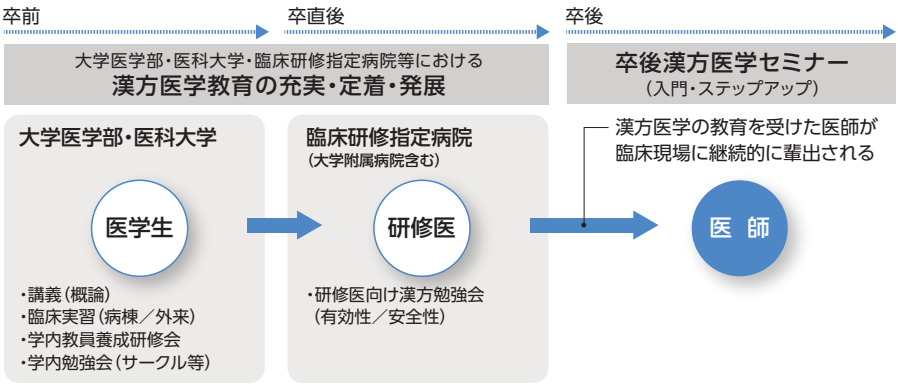

(1)活動の内容

当社は、「漢方医学の確立」のために、全国80の大学医学部・医科大学における漢方医学に関する講義履修の必修化、漢方医学教育ができる講師を育成する場としての学内勉強会の実施、大学病院における臨床実習を目的とした漢方外来*1の設置に対する支援活動を継続してまいりました。

その結果、2004年度には全国80の大学医学部・医科大学のすべてにおいて、漢方医学教育が実施されるようになりました。現在では8コマ以上の漢方医学教育が、ほとんどの大学で必修の講義となり、漢方外来も設置されるようになりました。このように、大学での漢方医学教育は着実に定着してきています。

今後も、より多くの医師に漢方を取り入れた治療を行っていただくためには、卒前・卒直後、卒後の一貫した漢方医学教育に対する継続的な支援が重要と考えております。

卒前

医学生の時期は、教育カリキュラムに組み込まれた漢方医学を講義(座学)と臨床実習(実学:病棟や外来で漢方診療の実際を学ぶ)の両面から学んでいただく環境づくりを支援する。

卒直後

臨床研修指定病院*2では、研修医向け漢方勉強会を通じて、漢方を取り入れた治療を習得していただく機会を増やす。

卒後

入門セミナー・ステップアップセミナー・医局説明会等を通じて、漢方に関する知識を広げていただく機会を提供する。

*1 漢方外来:漢方医学的な診察・治療を行う漢方専門の外来
*2 臨床研修指定病院:大学医学部・医科大学を卒業し、医師免許を取得した医師(研修医)が卒業後2年間、基本的な手技・知識(初期研修)を身に付けるために籍を置く病院

(2)活動の原点

当社の医療用漢方製剤は、1976年に33処方が薬価基準に収載されました。その後、段階的に収載処方数が増え、1987年には129処方となり現在に至っています。

薬価基準収載以降、医療用漢方製剤の売上は着実に伸長し、1991年度には約1,000億円に達しました。そのような中、当時の主力製品であり年間売上が約300億円あった「小柴胡湯(しょうさいことう)」に副作用問題が発生。安全性を不安視する声が広がり、医療用漢方製剤全体の売上が低迷していきました。

この背景として、漢方製剤にも副作用はあるということが、医療現場において十分に認識されていなかったことなどが考えられます。つまり、漢方製剤の普及が進む一方で、漢方医学的な診断や有効性・安全性を含めた「漢方医学」そのものが、医療現場や国民の皆様に十分に浸透していなかったことが一因でした。そこで当社は、それまでの営業方針を大きく転換し、1997年度から「漢方医学の確立」、2004年度から「育薬」をスタートさせるなど、さまざまな施策を実行してまいりました。

(3)大学医学部・医科大学における「漢方医学教育」支援

当社は、1997年度から全国80の大学医学部・医科大学で漢方医学教育の実態把握に努め、カリキュラムに組み込まれるよう情報提供を行ってまいりましたが、漢方医学教育を導入した大学は半数にも満たない状況でした。

その後、2001年3月に文部科学省が制定した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」において「和漢薬を概説できる」が定められたことが、漢方医学教育の大きな転機となりました。(さらに、2011年3月の改訂では「和漢薬、漢方薬の特徴や使用の現状について概説できる」と文言が修正され、到達目標がより具体的になっています。)

これを受けて、当社は大学医学部・医科大学における漢方医学教育の導入支援を行っております。

---

1. 卒前漢方医学教育の8コマ以上の必修化
2. 大学病院本院に漢方外来の設置
3. 学内教官育成システムの構築(学内で漢方を教える教官の育成)

これらの目標達成に向け、全国80の大学医学部・医科大学に情報提供活動を行ってまいりました。さらに、漢方医学教育活動を支援するため、カリキュラムの責任者や実際に漢方を教えている教官などを対象に、漢方医学教育の取り組み等を情報発信する「KAMPO MEDICAL SYMPOSIUM」を2001年から毎年開催。2015年は、全国の大学医学部・医科大学の病院長・医学部長・カリキュラム責任者の他、文部科学省の担当者など、約900名の方々が参加されました。

i)「漢方医学教育」のための教科書

漢方医学普及のための施策を開始した当時、統一された漢方医学の教科書が存在しませんでした。そこで、日本東洋医学会の医師や大学関係者を中心に教科書づくりが行われ、2002年度に完成。現在では、科学的根拠に基づいた医療(EBM:Evidence-Based Medicine)に即した漢方医学の教材が、診療科ごと(外科・皮膚科・呼吸器科・心身医学・ペインクリニックなど)に提供されています。

漢方医学の教材例

ii)医療現場で学ぶ「漢方医学」

漢方医学の普及には教室での講義だけではなく、医学生が漢方診療を直接学ぶ場が必要となります。当社は、大学病院に設置されている「漢方外来」における、臨床実習充実のための支援活動を行ってまいりました。「漢方外来」は、漢方治療を希望する患者様を受け入れるだけでなく、医学生が実際の医療現場で漢方診療を学習する役割も果たしています。

(4)医師への情報提供活動

当社は、大学医学部・医科大学への漢方医学教育の充実に向けた支援活動を進める一方で、医師を対象とした漢方医学の普及活動も推進しております。

i)漢方製剤への信頼を高めるための営業改革(集中化、重点化)

「漢方医学の普及」を目標に活動を開始した当時、西洋医学を主体としながら漢方製剤も使用している医師に、その処方理由を質問したところ、「西洋薬で治療がうまくいかない疾患に、漢方製剤が効果を発揮したから」という回答がほとんどでした。

そこで当社は、これまで漢方製剤を使用していない医師に「漢方への関心の有無」を調査し、関心があると回答した医師に重点的に情報提供活動を行いました。

その際、医師に対して漢方の難しい用語は用いず、西洋薬で効果が出にくく、漢方製剤で、比較的短期間に著効例を経験しやすい処方(芍薬甘草湯(しゃくやくかんぞうとう)、麦門冬湯(ばくもんどうとう)など)を中心に紹介していきました。有効性に疑問を抱く医師には、複数の処方で効果を経験していただくことで、漢方への関心を高めていただき、その後は漢方医学的な診断や処方の使い分けなども理解していただくように努めました。

ii)医師対象の「漢方医学セミナー」

1999年からは、漢方医学を初めて本格的に学ぶ医師のための漢方医学セミナーを企画・開催しております。

臨床の場で活躍されている医師の多くは、学生時代に漢方医学を学ぶ機会がほとんどありませんでした。そこで当社は、漢方医学を初めて学ぶ医師を対象とした「入門セミナー」や、入門セミナーを受講した医師がさらにレベルアップを図る「ステップアップセミナー」を開催しています。これらのセミナーは、医師が漢方医学を体系的に学ぶ場であるとともに、医師同士の熱心な議論の場にもなっています。

2015年3月末までに、入門セミナーには約4万4千名、ステップアップセミナーには約2万名の医師が参加されました。

また漢方製剤は女性特有の疾患にも広く期待が寄せられており、女性専門外来を担当されている女性医師を対象としたセミナーも開催しております。近年、薬剤師・看護師などそれぞれの医療職種が役割分担を見直し、個々の専門性を高め、その上で幅広く連携したチーム医療がますます重要になってきています。そのような中で、薬剤師・看護師が漢方薬の情報を求めるニーズは年々高まってきており、情報提供の必要性があるため、薬学系・看護系学会での「漢方ランチョンセミナー」や、薬剤師・看護師のための「漢方医学セミナー」を通じて、継続的な情報提供活動を行っております。

さらに当社は、さまざまな取り組みにより漢方製剤を処方する医師が増加してきたことを受け、それまで経験的に処方されることの多かった漢方製剤のエビデンス(科学的根拠)の確立を目指した「育薬」を推進してまいりました。

漢方医学を日本に浸透させるための取り組み

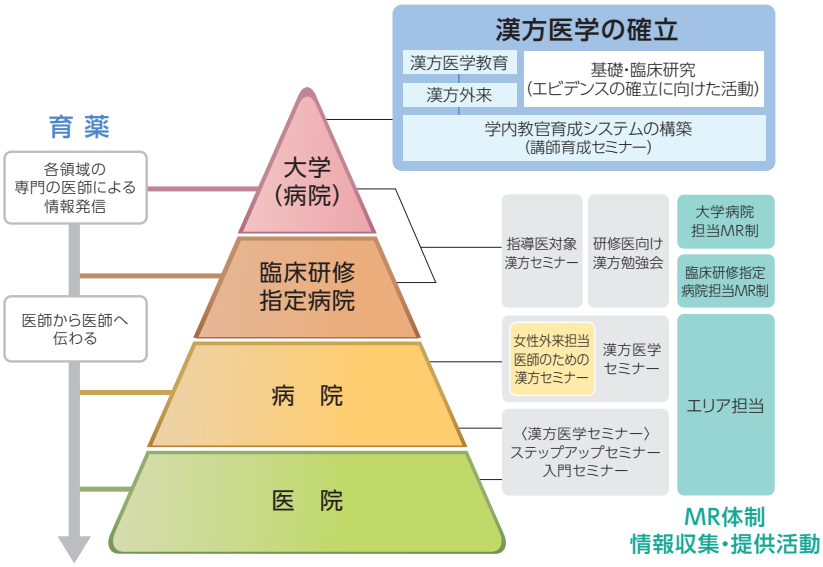

漢方医学と西洋医学の融合により
世界で類のない最高の医療提供に貢献します

以上のように当社は、医療用漢方製剤の売上が持続的に伸長していくための仕組みを構築し、医師、薬剤師、看護師など医療従事者のニーズに合わせた情報提供活動を行っております。医療用漢方製剤の販売数量および売上は確実に伸びており、2015年3月末現在、医療用漢方製剤の市場における当社シェアは84.5%*です。引き続き、この仕組みをしっかりと機能させ、医療用漢方製剤のさらなる市場の拡大を目指してまいります。

また現在は、漢方薬が効果を発揮しやすい疾患・症状に対し、1疾患ごとに3〜5種類の基本処方を選定して情報提供する活動を展開しております。これまで一つの疾患に対し一つの処方で対応していた医師に、複数の処方を提案することで治療の幅を拡げていただくことを目指しています。当社としても、漢方の使い分けができる医師を増やしていくことで、患者様が必要に応じて漢方を取り入れた治療が受けられる医療現場の実現に貢献したいと考えております。

＊ Copyright 2015 IMS ヘルス「IMS JPM 2015年3月MAT」をもとに作成
無断転載禁止

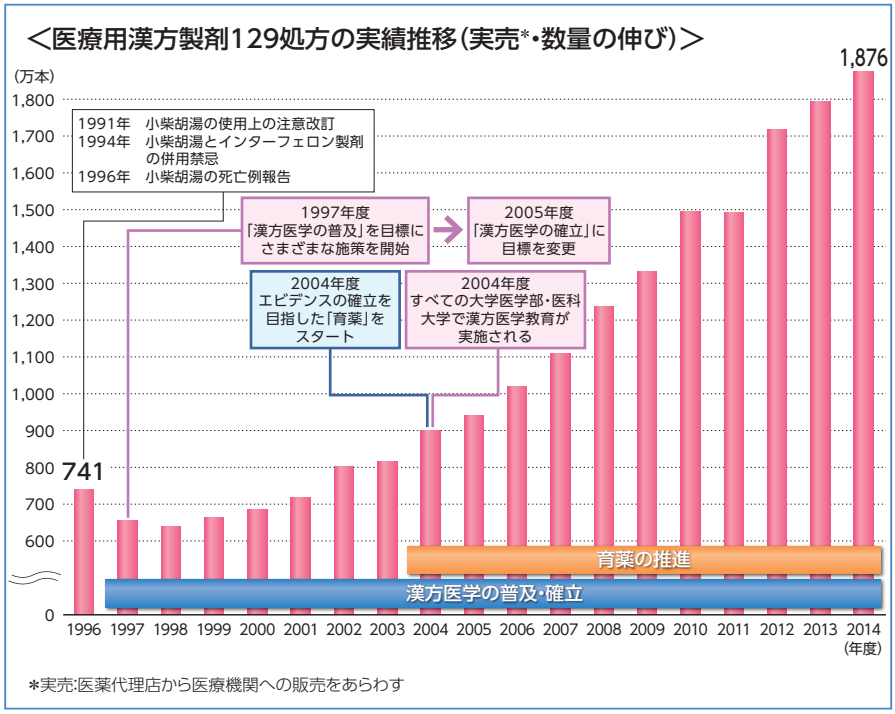

(5)外部環境の変化に応じた施策の推進

当社は、中長期的な視野に立ち、外部環境の変化を把握し、予測しながら、計画的に行動してまいりたいと考えております。

例えば、「新オレンジプラン(認知症施策推進総合戦略)」を中心にした認知症対策の国家戦略や、総合診療医・在宅医療の推進などを含む「地域包括ケアシステム」の構築といった医療政策、そして、人口動態にともなう疾病構造の変化(高齢者疾患、女性特有の疾患等)などを適切に捉えた取り組みを進めてまいります。

活動目標2

育薬の推進

<疾患を絞ったエビデンス（科学的根拠）の確立>

各領域の専門医師	補完	ツムラ研究所
基礎・臨床データの集積	←	集中的な基礎研究

↓

医療用漢方製剤全体の処方機会の拡大

当社は、エビデンスに基づき「有効性」を証明し、副作用発現頻度調査等で「安全性」を明確にし、そして安定性・均質性の高い「品質」を保証した医療用医薬品として進化させていくこと、さらに医療経済的検討を加えて国民医療に貢献していくこと、これが医療用漢方製剤における喫緊の課題と考えております。そのために、今後も研究・開発・情報提供活動を充実させ、患者様が安心・安全に漢方製剤を服用し、治療効果を上げられるよう努めてまいります。

(1)活動の内容

医療用漢方製剤を処方しない医師があげる一番の理由は、「漢方製剤には科学的根拠がない」というものでした。そこで当社は、近年の疾病構造を見据え、医療ニーズの高い領域において新薬治療で難渋している疾患で、医療用漢方製剤が特異的に効果を発揮する疾患に的を絞り、エビデンスを確立することを「育薬」と名付け、2004年度から取り組みを開始いたしました。

現在は、全129処方の中から大建中湯（だいけんちゅうとう）・六君子湯（りっくんしとう）・抑肝散（よくかんさん）・牛車腎気丸（ごしゃじんきがん）・半夏瀉心湯（はんげしゃしんとう）の5つを育薬処方とし、専門領域における育薬処方および関連処方のエビデンス確立に向けた基礎・臨床研究を推進しております。

これら「育薬5処方を中心とした基礎・臨床的エビデンスの確立」に加え、「副作用発現頻度調査や相互作用といった安全性データの構築」「育薬5処方他の主要成分レベルでのADME*（薬物動態）の解明」を3つの柱として、活動を推進しております。また、国内外での医療用漢方製剤の基礎・臨床研究および米国における開発をより一層推進することを目的として、2013年度に「製品戦略本部」を設立し、育薬処方をきっかけに使用が広がりつつある他処方の研究体制も整えました。

副作用発現頻度調査の成果として、大建中湯に続き、2014年11月には抑肝散の添付文書改訂を実施いたしました。添付文書改訂等の安全性を担保するエビデンス

集積活動は着実に進んでおり、医師をはじめ医療関係者から価値ある情報として高く評価されています。

＊ ADME:Absorption(吸収)、Distribution(分布)、Metabolism(代謝)、Excretion(排泄)の頭文字の略語。生体に薬物を投与した後に、体内でどのような動態を示すかをみる

●消化器外科領域／

100　ツムラ大建中湯エキス顆粒(医療用)

対象疾患・症状
術後イレウス(腸管麻痺)等に伴う腹部膨満感

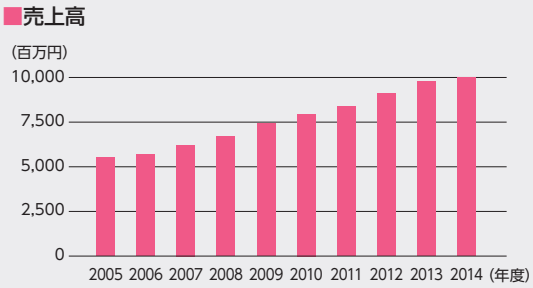

大建中湯は、術後イレウス等に伴う痛みや膨満感などの腹部症状に対して、消化器外科領域を中心に広く使用されています。

2007年には消化器外科領域での大建中湯の臨床的エビデンス確立を目的として、専門医師・施設による全国レベルの「DKTフォーラム」が設立され、4つの臨床研究(大腸班、肝外科班、胃・食道班、臨床薬理班)と、作用メカニズム解明を目的とした基礎研究が開始されました。

すでに3つ(大腸班、肝外科班、臨床薬理班)の臨床研究結果は国内外の学会等で発表され、胃・食道班も米国消化器病週間(DDW)*2014にて臨床研究結果が発表されました。その結果は、Journal of the American College of Surgeons(JACS)誌に掲載されます。また、肝外科班の臨床研究結果はInternational Journal of Clinical Oncology(IJCO)誌へ掲載されました。その他、膵臓(すいぞう)がん術後の麻痺性イレウス発症抑制効果を検証するため、膵胆道(すいたんどう)疾患治療のトップ施設によるJAPAN-PD試験や手術侵襲が非常に大きい肝臓移植後の麻痺性イレウスに対する研究も肝臓移植のトップ施設を中心に実施されています。また、大建中湯の研究成果を活かし、消化器外科領域における漢方薬のさらなる応用についても検討しています。

基礎研究においても、消化管運動亢進作用、腸管血流増加作用、抗炎症作用等の作用メカニズムが詳細に検討され、臨床効果の裏付けとともに様々な学会および医学系雑誌で報告されています。

＊ 米国消化器病週間(DDW):米国で毎年開催される消化器関連の学術集会(Digestive Disease Week)

●消化器内科領域／

43　ツムラ六君子湯エキス顆粒（医療用）

対象疾患・症状

FD*1、GERD*2、NERD*3等に伴う上腹部不定愁訴

*1 FD:Functional Dyspepsia（機能性胃腸症）

*2 GERD:Gastroesophageal Reflux Disease（胃食道逆流症）

*3 NERD:Non-erosive Reflux Disease（非びらん性胃食道逆流症）

■売上高

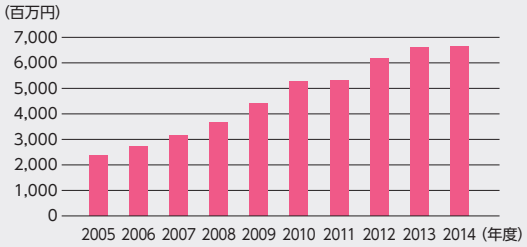

六君子湯はFD、GERD、NERD等に伴う上腹部の不定愁訴や食欲不振に使用されています。

臨床研究においては、DDW2014の中で消化器内科専門医によるG-PRIDE試験（PPI*4治療難治性胃食道逆流症に対する六君子湯のプラセボ対照多施設二重盲検群間比較試験*5）の追加解析の結果が発表されました。その結果はBMC Gastroenterology誌へ、G-PRIDE試験はJournal of Gastroenterology（JG）誌へ、それぞれ掲載されました。

また、2014年4月から、同グループの医師・施設を中心に機能性胃腸症（FD）を対象とした試験が開始されています。

今後は、六君子湯の研究により得られた知見をもとに、六君子湯の効果が不十分な症状に対して他処方の研究をすすめ、漢方製剤の有効性を追究してまいります。

基礎研究では、食欲亢進ホルモンであるグレリンに対する分泌作用等が解明され、がん患者様や高齢者の食欲不振等にも臨床応用されています。

*4 PPI:Proton Pump Inhibitor（プロトンポンプ阻害薬:胃酸分泌抑制剤）

*5 プラセボ対照多施設二重盲検群間比較試験:
研究を進める方法の試験デザインの一つ。薬効のある被検薬と薬効のないプラセボの違いは、被験者だけでなく研究を実施する側も分からないようになっている

●中枢神経領域／

54　ツムラ抑肝散エキス顆粒（医療用）

対象疾患・症状

認知症の行動・心理症状（BPSD*1）

*1 BPSD:Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia（興奮、焦燥感、睡眠障害などの神経症状）

■売上高

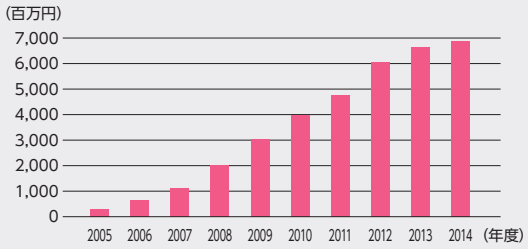

抑肝散は、認知症の行動・心理症状（BPSD）の興奮、幻覚、妄想、睡眠障害などに対して使用されており、三大認知症であるアルツハイマー病・血管性・レビー小体型のいずれにおいても、その効果が認められています。

2013年1月には、認知症患者様を対象とした比較試験の研究結果を統合させたメタ解析*2（Human Psychopharmacology誌）が報告され、着替え・食事・排泄などの日常生活の基本動作（ADL*3）を低下させないことも明らかになりました。

抑肝散は、セロトニンやグルタミン酸神経系に作用することが確認されており、認知症のBPSD以外の精神・神経疾患の症状緩和にも応用されています。また、高齢の患者様にも安心して服用いただくため、2012年10月から副作用発現頻度調査を実施し2014年3月に終了いたしました。その結果は、雑誌『診断と治療』に掲載され、添付文書を改訂し、医師をはじめ医療関係者へ情報提供いたしました。

今後は、抑肝散の研究により得られた知見をもとに、抑肝散の効果が不十分な症状に対して他処方の研究をすすめ、漢方製剤の有効性を追究してまいります。

また、他の高齢者疾患に対しても検討しております。

*2 メタ解析:複数のランダム化比較試験の結果を統合し、より高い見地から分析すること、またはそのための手法や統計解析のこと。メタ解析は、根拠に基づいた医療において、最も質の高い根拠とされる

*3 ADL:Activities of Daily Living（日常生活動作）

●がん領域／

107　ツムラ牛車腎気丸エキス顆粒（医療用）

対象疾患・症状
抗がん剤等による
末梢神経障害
（しびれ等）

■売上高

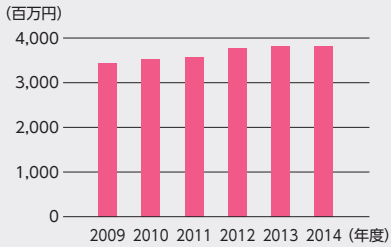

14　ツムラ半夏瀉心湯エキス顆粒（医療用）

対象疾患・症状
抗がん剤等による
粘膜障害
（下痢・口内炎）

■売上高

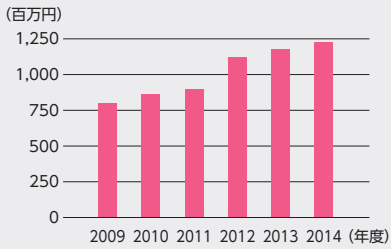

牛車腎気丸は抗がん剤投与に伴う末梢神経障害（しびれ・痛み・冷感）に対して、半夏瀉心湯は化学療法（抗がん剤投与）や放射線療法に伴う消化管粘膜障害（下痢・口内炎）に対して、それぞれの症状の軽減を目的に研究が進められています。

その成果として、半夏瀉心湯の口内炎に対する有効性を示唆するHANGESHA-G Study論文がCancer Chemotherapy and Pharmacology（CCP）誌に2014年3月掲載されました。

また、六君子湯は抗がん剤投与による悪心や食欲不振に対して、抑肝散はモルヒネ投与や手術直後のせん妄に対して等、がん領域におけるエビデンス構築に向けて多くの基礎・臨床研究ならびにGCP*に準拠した製造販売後臨床試験が実施されています。

＊ GCP:Good Clinical Practice（医薬品の臨床試験の実施基準）

今後も医師・薬剤師・看護師を対象に、漢方製剤の最新エビデンスに関する情報提供を継続してまいります。

(2)海外でも注目される漢方研究

2013年度は、DDWと米国生物学的精神医学会議(SOBP*)で、「抑肝散」「大建中湯」「六君子湯」「半夏瀉心湯」「芍薬甘草湯」の研究結果が発表されました。

2014年度は、DDW2014において、「大建中湯」「六君子湯」の研究結果が発表されました。これまで国内で実施してきた二重盲検群間比較試験の結果、3演題(大建中湯1演題、六君子湯2演題)を含む16演題が採択されました。

＊ SOBP:Society of Biological Psychiatry

<米国消化器病週間(DDW)における漢方関連の演題数>

年　度	内　容　(演題数)
2014	**六君子湯:14演題(基礎11・臨床3)** **大建中湯:　2演題(基礎1・臨床1)**
2013	六 君 子 湯:18演題(基礎15・臨床3) 大 建 中 湯:　5演題(基礎3・臨床2) 半夏瀉心湯:　2演題(基礎) 芍薬甘草湯:　1演題(臨床)
2012	六 君 子 湯:16演題(基礎13・臨床3) 大 建 中 湯:　3演題(基礎) 半夏瀉心湯:　1演題(基礎)
2011	六 君 子 湯:16演題(基礎) 大 建 中 湯:　5演題(基礎)
2010	六 君 子 湯:14演題(基礎8・臨床6) 大 建 中 湯:　6演題(基礎3・臨床3) 芍薬甘草湯:　1演題(臨床)
2009	六 君 子 湯:10演題(基礎7・臨床3) 大 建 中 湯:　3演題(基礎)
2008	六 君 子 湯:　8演題(基礎5・臨床3)

当社は、育薬処方の使用が広がれば著効例を経験する医師が増え、漢方医学への関心が高まると考えております。さらに、医師が漢方セミナーに参加するようになれば、漢方医学に対する理解と知識がさらに深まり、育薬処方以外の漢方製剤も処方するようになることが期待できます。

このように、「育薬の推進」は「漢方医学の確立」につながる重要な施策であり、引き続き、積極的な育薬推進活動を展開してまいります。

活動目標3

漢方の国際化

当社は、医療用漢方製剤の製造・販売を通じて培った技術・ノウハウと、日本国内の「育薬」研究による基礎・臨床の最新データを米国開発に連携させる体制を整え、「TU-100(大建中湯)」の米国における医療用医薬品としての承認取得・上市を目標に活動しております。

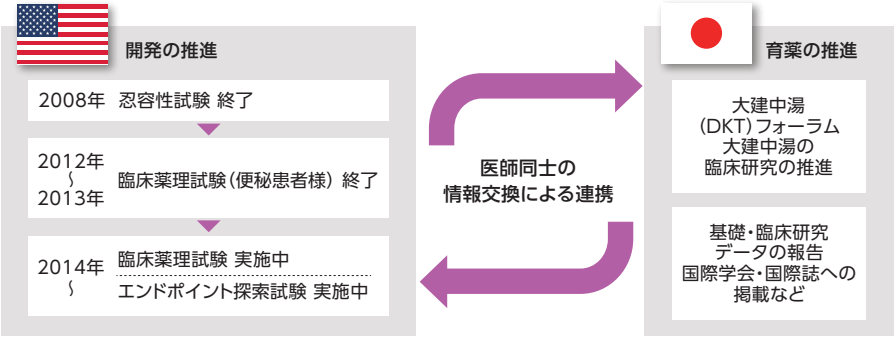

活動の内容(米国における大建中湯の開発)

米国食品医薬品局(FDA)は、2004年に植物製剤の米国内での開発方針を「植物薬ガイダンス」として示しました。当社は、「植物薬ガイダンス」に従い、TU-100の製造・品質管理方法に関するFDAとの合意を図るための活動を推進しております。同時に、手術後の患者様を対象としたTU-100の忍容性試験を実施し、安全性・服薬コンプライアンスに問題がないことを確認した後、2008年6月から社内開発体制を整え、本格的に米国開発に着手いたしました。

■米国内での臨床試験の推進

2009年からは、健常人を対象とした臨床薬理試験を米国の医療機関で実施し、米国人での消化管運動亢進作用を確認いたしました(DDW2010発表、American Journal of Physiology、2010年掲載)。さらに、2010年から機能性便秘症患者様を対象とした臨床薬理試験を、米国の医療機関で実施し、TU-100が痛みに影響することなく、内臓感覚閾値(直腸感覚、排ガス感覚)の低下に関与することが確認されました(DDW2013発表、Alimentary Pharmacology and Therapeutics、2013年掲載)。

2013年からは、過敏性腸症候群(IBS)患者様の消化管知覚改善作用を対象とし、臨床薬理試験を新たにスタートさせました。併せて、2014年からIBS患者様での探索的な有効性試験についても実施しております。一方、Postoperative ileus

(POI)については2014年から腹腔鏡下大腸切除患者様を対象とした臨床試験を実施しております。2011年から実施したクローン病患者様を対象とした有用性探索試験については、2014年度に終了いたしました。

<TU-100 臨床試験の進捗状況(Phase Ⅱ 前期)>

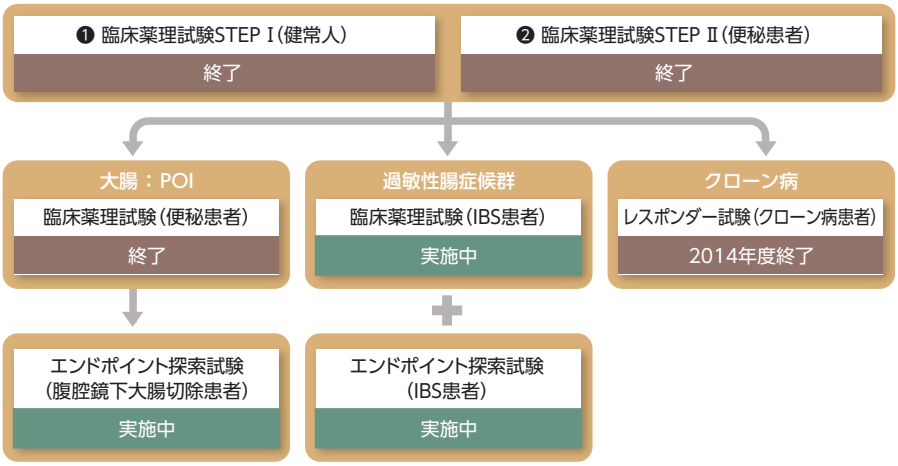

■FDA要求事項の解決

FDAは「植物薬ガイダンス」の中で植物製剤の安全性と有効性を重視しており、その情報の開示を求めています。大建中湯の安全性を明らかにするために、日本国内にて副作用発現頻度調査、薬物動態試験、薬物代謝酵素やトランスポーターに関する研究を実施し、その結果をFDAに報告いたしました。

安全性

FDAとの協議のもと、2010～2012年に日本にて大建中湯の副作用発現頻度調査を実施いたしました。本調査の結果はFDAに提出し、日本でも2012年11月医療用医薬品添付文書を改訂し、医療関係者に対して情報提供活動を行いました。

薬物動態試験

大建中湯に含まれる成分の血中濃度推移を明らかにするため、2010年に日本人、2011年には米国人を対象として実施いたしました。また、日本人と米国人の試験結果について統合解析を行い、人種差がないことを確認いたしました(Drug Metabolism and Disposition、2013年掲載)。また、薬物代謝酵素および薬物トランスポーターに関しては、相互作用がないことが確認されました。

腸内細菌研究

大建中湯の腸内細菌に対する作用については、米国の大学との共同研究を進めており、興味深い結果が得られております。その内容については2015年度に学会発表と論文投稿を行う予定です。

■科学的品質評価法の確立

当社は、これまでも常に最新の技術を用いて漢方製剤の品質管理を進めてまいりましたが、FDAも複数の植物を原料とする生薬製剤の品質の評価方法や、その製品の均一性について重要視しています。2014年には、バイオアッセイ*1・HPLC-FP*2による植物薬の科学的品質評価法の確立に向け、FDAとの公式ミーティングを実施し、一定の合意を得ることができました。

引き続きFDAとのミーティングにてFDAとの相互理解を得ながら、米国での漢方製剤の上市に向けた活動を進めてまいります。

*1 バイオアッセイ:生物検定法
*2 HPLC-FP:化学分析法の一つ(高速液体クロマトグラフィー法による成分分析)

活動目標4

生産能力の増強と品質管理体制の充実

当社は「生産能力の増強」を目指し、「既設生産基礎能力の向上」「新生産技術の検討と導入」の2つを推進しております。また、「品質管理体制の充実」を目指し、「製造販売後安全管理基準(GVP)と製造販売後品質保証基準(GQP)の体制強化」「品質保証システムの確立」「新しい品質管理技術の導入」の3つを推進しております。

今後も「製造を科学する」という想いで、生産性の向上の実現に向けて取り組んでまいります。

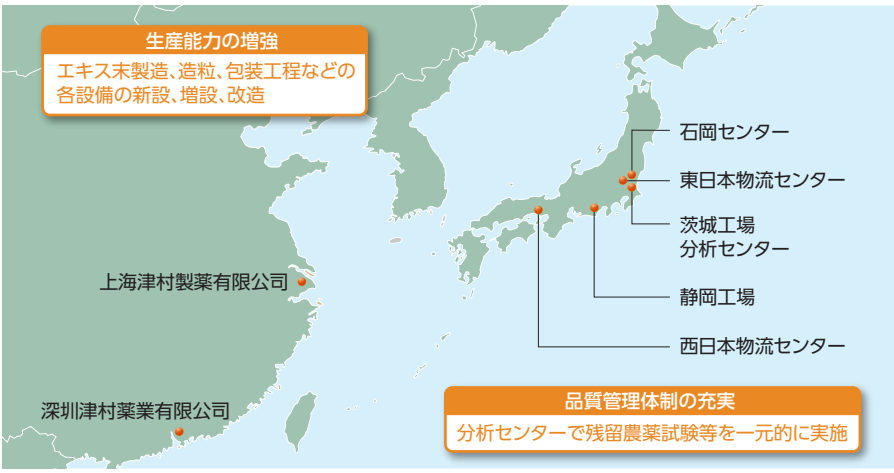

生産能力の増強

活動の内容

医療用漢方製剤の販売数量は着実に伸長し続けています。当社は、長期的な需要予測をもとに、エキス粉末から顆粒・製品にわたる生産能力の増強・要員確保・人材育成などの計画を立てております。

製品の安定供給体制を維持するため、静岡・茨城・上海の3拠点において、現状の生産能力を最大限に発揮するとともに、計画的・段階的に設備を増強していく方針です。

具体的には、既設設備の基礎能力向上に努めるとともに、ロボット技術等の新生産技術の導入を図り、省人化・省力化を推し進めております。

医療用漢方製剤の販売数量増加に対応した生産能力の増強を図るため、茨城工場では、2013年度、第2造粒棟が竣工し、稼働しました。当社独自の製法で漢方製剤の顆粒を製造する重要施設であり、これまでに培った製造技術やノウハウを集約するとともに、ロボット技術を駆使した革新的な造粒システムを導入したことによって、生産性の向上も期待されています。

1964年操業の静岡工場では、設備の老朽化対策や生産効率向上を目指し、2013年から全面リニューアルを開始しております。すでに今後の生産数量増に見合った量の生薬が保管できる倉庫が稼働しており、さらに2016年には、茨城工場第2造粒棟と同様のシステムを導入した新しい造粒・包装棟を竣工させる予定です。

なお、新しい造粒・包装棟については、BCP(事業継続計画)に配慮し、免震対応を実施しております。

今後も長期需要予測に基づき生産能力を増強し、安定供給に努めてまいります。

■漢方製剤の主な新規生産設備

<新規生産設備の建設スケジュール>

	年度				
	2013	2014	2015	2016	
茨城工場　造粒工程					2013年度2月稼働 2015年度2月増設予定
静岡工場　造粒・包装工程					2016年度7月 稼働予定
生薬保管倉庫など (深圳津村、夕張ツムラなど)					2015年度8月までに 順次稼働予定

主な生産拠点

静岡工場(静岡県藤枝市)

茨城工場(茨城県稲敷郡阿見町)

上海津村製薬有限公司(中国上海市)

深圳津村薬業有限公司(中国深圳市)

石岡センター(茨城県石岡市)

西日本物流センター(兵庫県加西市)

東日本物流センター(埼玉県久喜市)

医療用漢方製剤の製造工程

当社の医療用漢方製剤は、GMP*(医薬品の製造および品質管理に関する基準)および、漢方GMPに基づき生産されております。

原料生薬は決められた大きさに切裁され、その後、各処方の配合比に則り秤量・調合されます。調合された生薬は、抽出装置において成分が抽出されます。

抽出液は、分離・濃縮された後、スプレードライヤー(逆円すい形の大型装置)で乾燥されエキス粉末となります。エキス粉末は造粒工程を経て顆粒に仕上げられ、漢方エキス製剤となり、最後に分包やボトルに充填・包装されます。

＊ GMP:Good Manufacturing Practice

エキス顆粒製造工程

原料生薬

数多くの品質検査を行い、規格に適合しているかどうかチェックします。

切 裁

生薬ごとに決められた大きさに切裁します。

秤量・調合

処方ごとに決められた配合比に則って、切裁された複数の生薬を配合します。

抽出・分離・濃縮

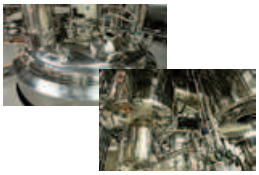

湯剤の製法に準拠した当社独自の装置を使って抽出します。

乾 燥

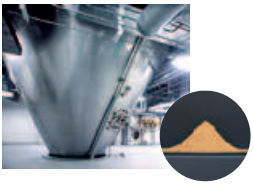

濃縮液をスプレードライヤーの中で瞬間乾燥し、エキス粉末にします。

造 粒

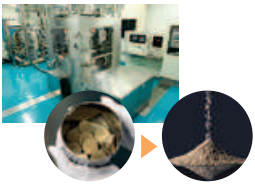

エキス粉末は、一旦タブレット状に固めた後、顆粒に仕上げます。

ロボット技術による省人化・省力化

製造工程の搬送設備や原料の投入設備、箱詰設備などに、さまざまな分野の技術を取り込みながらロボットを自社開発し、導入しております。

これにより、従業員の労働負荷削減が図られました。これまで人が行っていた製造“作業”が製造“監視”に変わることにより、連続24時間生産が実現し、生産性の向上が図られるとともに、衛生管理の強化に寄与しています。

品質管理体制の充実

活動の内容

当社は、品質が常に一定となる漢方製剤を安定して製造するため、原料生薬の受け入れから最終製品に至る各工程において品質管理を徹底しており、患者様が漢方製剤をより安心して服用していただけるための取り組みを行っております。

中国各地で調達した原料生薬は、主に深圳津村に集められ、異物を除去するなどの選別を行います。さらに、日本と同等レベルの残留農薬、微生物や重金属などの品質試験によるチェックを経て、ツムラグループで定めた品質基準をクリアした原料生薬だけが、石岡センターを通じて漢方製剤を製造する各工場に供給されます。また、日本で調達した原料生薬は、石岡センターで選別および品質試験を行います。

残留農薬試験は分析センターで実施しており、石岡センターと分析センターの有機的なつながりにより、スピーディーで安定した品質管理のもと、安全で安心な原料生薬を供給する体制を築いております。

現在の漢方製剤の品質規格は、1980年（薬審第804号）および1985年（薬審2第120号）の厚生省（当時）からの通達に基づき設定されています。機器分析による成分定量試験は重要な試験項目であり、さらに自社規格として残留農薬、微生物など安全性にかかわる品質試験を実施しております。

残留農薬

原料生薬や漢方製剤の全ロットについて、各国の薬局方で規定されている農薬をはじめ、注意が必要なものについて残留農薬分析を実施しております。現在では、日本および中国・ラオスなどで生薬栽培に使用されるすべての農薬を対象として、残留農薬分析を全ロットで実施しております。

さらに、上記の農薬のほか、土壌に残留している可能性のある農薬などにも検査対象範囲を広げております。

生薬中には多種多様な成分が含有されており、ごく微量に残留する農薬を分析するためには、農薬だけを効率よく抽出し分析する工夫が必要です。当社はその試験技術を独自に開発し、徹底した検査を行っております。

残留農薬試験

微生物

エキス粉末および製剤の全ロットについて、日本薬局方収載の微生物試験に準拠した検査を実施しております。微生物試験においては、検体に含まれる様々な成分が微生物の検出を阻害するため、独自に開発した技術を使い、より信頼性の高い試験を行っております。

重金属

原料生薬およびエキス粉末については、日本薬局方に定められた基準・方法に準拠し、検査を実施しております。加えて、より詳細な重金属のリスクを検知し、安心できる漢方製剤を供給するため、ICP-MS*を用いて種々の金属元素（カドミウム、鉛、水銀、ヒ素）について個別に管理しております。

＊ ICP-MS:誘導結合プラズマ-質量分析計

アフラトキシン

アフラトキシンはカビが作り出す物質で、人や動物に対して有害な作用を示します。当社では、微量のアフラトキシンを測定できる技術を用いて、原料生薬および漢方製剤のアフラトキシン汚染リスクに対する管理体制を構築しております。

放射性物質

2011年3月の東日本大震災にともなって発生した原子力発電所の事故により、新たに放射性物質の試験管理体制が課題となりました。これに対して、同年12月13日付けで厚生労働省から通知が出され、日本製薬団体連合会が「生薬等の放射性物質測定ガイドライン」を策定いたしました。当社は、このガイドラインに従い、原料生薬や漢方製剤および水（製造用水）の安全性を確認し、品質を管理しております。

生薬、漢方製剤の物流

当社の取り扱う物流品目は、主に原料生薬と漢方製剤の2種類があり、品質に細心の注意を払って輸送しております。漢方製剤物流は、静岡・茨城両工場から東西物流センターを経て、各地医薬品代理店までの範囲で、128処方4形態の製品を約100ヵ所の医薬品代理店へ1～2日(一部離島を除く)で配送し、そこから医薬品代理店により病医院・薬局へ届けられます。

当社の物流は、漢方製剤を必要とする患者様にお届けするために、いかなる場合でも確実に医療機関へ安定供給し続けるという責任を果たすため、次のような強固かつ効率的なサプライチェーンの維持をテーマに活動しております。

●物流能力の確保:漢方製剤の出荷量に応じた保管・輸送能力の増強
●管理レベルの向上:需給計画の精度・スピードや品質管理レベルの向上
●在庫の適正化:災害をはじめ様々なリスクや需要変動に対応する在庫を維持

製品出荷(茨城工場)

活動目標5

安全な生薬の安定確保

当社は、厳しい品質基準を満たす生薬を安定的に調達するため、「自社管理圃場の拡大」「安全な生薬の生産管理体制の確立」「生薬の加工・品質管理体制の強化および効率化」「原料生薬の価格の安定化」の4つを重点的に推し進めております。また、野生生薬の栽培化を進め、野生品に頼らない調達の実現による安定化という課題にもチャレンジしてまいります。

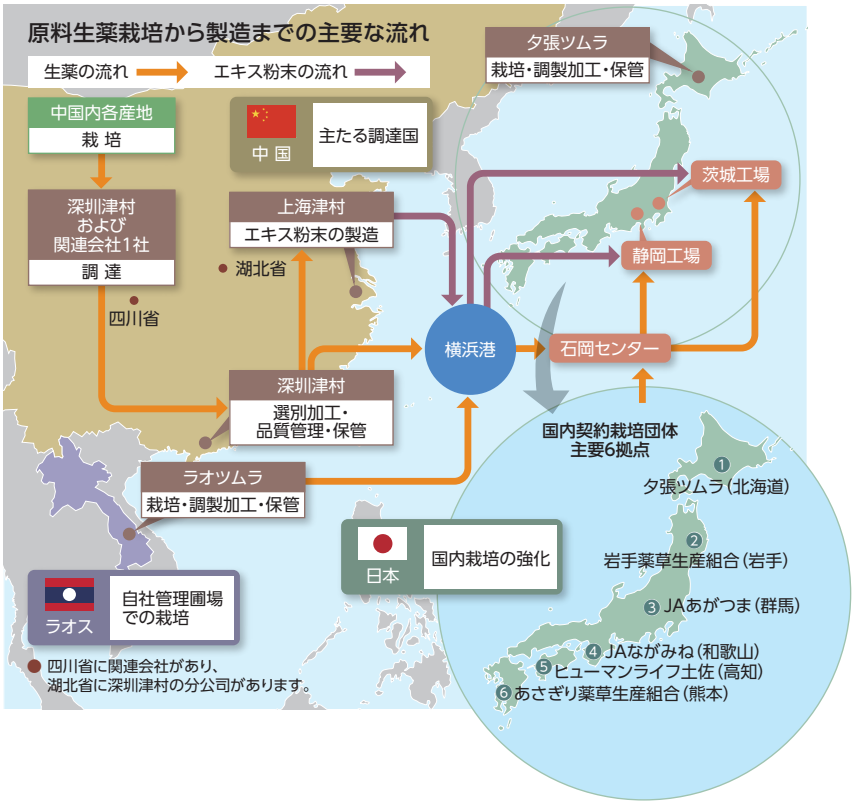

(1)活動の内容

当社は、漢方製剤の原料となる生薬を中国から約80%、日本で約15%、ラオスなどから約5%調達しております。「安全な生薬の安定確保」のために、漢方製剤の長期的な需要予測に基づき、国内外での生薬栽培地の拡大、加工(調製加工*1および選別加工*2)・品質管理・保管能力の強化などについて、中長期的な計画を立案しております。

*1 調製加工:収穫された生薬の乾燥・蒸し・異物除去などを行う
*2 選別加工:調製加工された生薬の異物除去・最終チェックを行う

■「安全な生薬の安定確保」のために

当社は、原料生薬生産地から生薬加工場に納入される各段階で、栽培・加工・流通・保管などの記録を収集・保管し、情報の追跡と遡及を可能とする仕組みとして生薬トレーサビリティ体制を確立し、運用しております。この体制により、漢方製剤の製造工程、流通過程の履歴情報と併せ、医療機関から原料生薬生産地までの全履歴情報の追跡・遡及が可能となりました。

さらに、生薬の安全性および品質保証体制をより強固なものにするため、生薬生産標準書・生薬トレーサビリティ・監査を柱とした「株式会社ツムラ 生薬生産の管理に関する基準（ツムラ生薬GACP*1）」を2010年に制定いたしました。GAP*2の認証制度を参考にした独自の方法を採用しております。ツムラ生薬GACPを確実に運用し、さらに強化することで「安全な生薬の安定確保」につなげております。

*1 GACP:Good Agricultural and Collection Practices
*2 GAP:Good Agricultural Practice（農業生産工程管理）

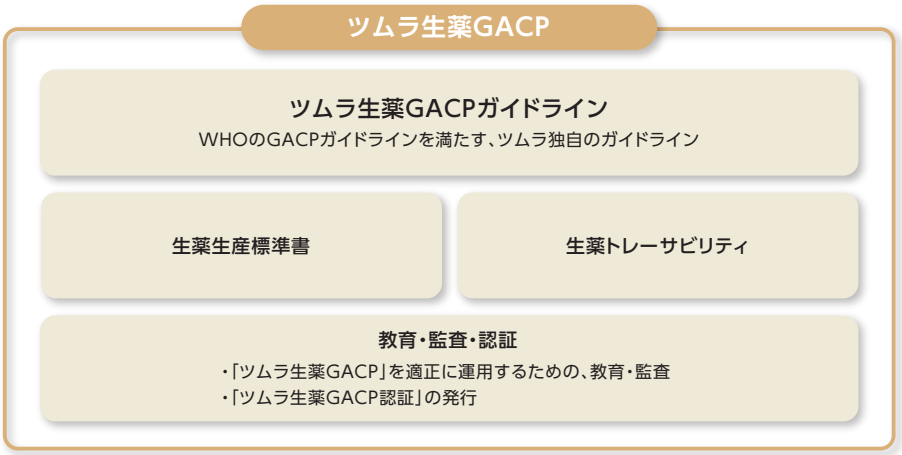

■自社管理圃場の拡大

自社管理圃場とは、当社が直接的に栽培指導をすることができ、栽培にかかるコストの把握と原料生薬の購入価格設定が可能な圃場のことです。「LAO TSUMURA CO., LTD.(100%子会社)」(以下ラオツムラ)や「株式会社夕張ツムラ」(以下夕張ツムラ)のようにツムラグループが運営する圃場と、パートナー企業を通じて管理する圃場が含まれます。

自社管理圃場での生薬生産を拡大することにより、原料生薬の価格抑制と安定調達を実現してまいります。

<自社管理圃場計画>

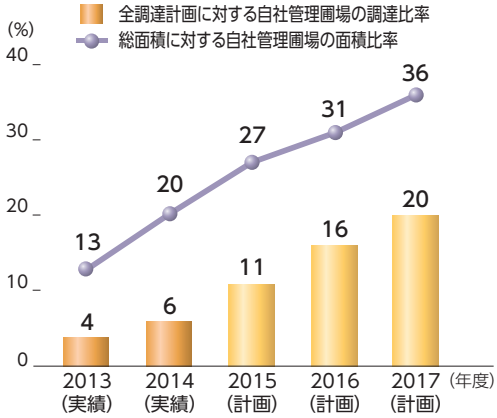

■栽培化技術の開発と実生産化

当社は、自社管理圃場の拡大などを通じて、生薬の100%栽培化を目指し研究を進めております。

中国では、中国医薬健康産業股份有限公司(以下中国医薬)や関連する研究機関と野生品の栽培化に関する共同研究を実施しております。日本では、野生品の栽培化研究の他、北海道を中心に生薬の収量向上や品質の安定化のための研究を行うなど、栽培化が進んだことで、野生品のみに依存する生薬は少なくなってきました。

今後も栽培化を推進し、「安全な生薬の安定確保」を進めてまいります。

甘草（かんぞう）の大規模栽培

甘草は、約7割の漢方製剤に配合されている重要な生薬ですが、そのほとんどは中国北部の乾燥地帯に自生する野生品に依存してきました。2001年度から10年間にわたる中国医薬、北京中医薬大学との共同研究の成果として、日本薬局方の規格に適合*した甘草の栽培技術を2011年度に確立いたしました。今後も栽培規模拡大のために生育、収量の向上およびグリチルリチン酸含量安定化の栽培技術を完成させ、安定供給を推進してまいります。

甘草栽培地（中国）

＊ 日本薬局方の規格に適合:医薬品の原料としては、この規格に適合することが必須条件であり、甘草の場合は、「主成分であるグリチルリチン酸含量が2.5%以上」が条件となっている

人参（にんじん）の自社管理圃場確立

2011年10月、中国吉林省白山市政府と人参の共同開発などを進めるための協議書を締結いたしました。白山市は中国における人参の主要産地であり、人参栽培基地の拡大を進めております。

また、2014年6月には、中国中医科学院中薬研究所と「人参の畑栽培および人参栽培地の永続的利用に関する共同研究契約」を締結いたしました。森林資源と生態系を保護するため、日本の栽培経験を取り入れ、全面的に土壌を検査し科学的な栽培方法を探求いたします。2020年までに大規模な非林地薬用人参栽培の実現を目指してまいります。

人参栽培地（中国）

（2）原料生薬の調達・物流体制

中国各地の生薬生産農家、産地会社などを通じて調達された原料生薬は、主に「深圳津村薬業有限公司（100%子会社）」（以下深圳津村）に集められ、異物や不良品を除去するなどの選別加工が行われます。

さらに残留農薬・微生物・重金属等の試験を全ロットで実施し、日本と同等レベルのチェックを経て、当社が定めた品質基準をクリアした原料生薬だけが上海津村や石岡センター（茨城県）に送られます。また、日本やラオスにおいて調達された原料生薬は、石岡センターへ送られ、同様に選別加工および品質試験が行われます。

(3)各国での活動

■中華人民共和国(中国)

中国においては、安全な原料生薬を調達するために、生産地の選定と徹底した品質管理を行っております。

とくに、深圳津村は、原料生薬の調達・選別加工・品質管理・保管*の4つの機能を有する極めて重要な拠点です。

深圳津村および関連会社が中国の産地会社を通じて原料生薬の手配を行うとともに、生産農家への栽培指導や安定確保のため長期契約栽培の拡大を継続して進めております。また、日本における漢方製剤の需要増加に対応するため、加工能力および保管能力の増強を段階的に進めております。

深圳津村(中国深圳市)

＊ 保管:日本と同等の保管条件(温度15℃、湿度60%以下)の低温倉庫で原料生薬を保管

当社は、「ツムラ中国協力会」を2008年から年1回、中国で開催しております。この会は、中国の関連会社および産地会社の役職員など約100名を招き、将来にわたり安定的な原料生薬供給基盤を固めることを目的に開催しております。2009年からは、当社への生薬供給に関して模範となる顕著な功績を残した会社に対して表彰する制度を導入し、昨年は原料生薬の安定供給や品質向上に貢献した4社の産地会社を表彰いたしました。

この協力会を通じて、安全な生薬の安定確保に対する当社の方針を理解していただくとともに、日頃の協力に対する感謝の気持ちを直接伝えております。また、ツムラグループおよび参加者同士の信頼関係が深まるだけでなく、他の産地会社の取り組み内容を参考に生産効率が向上するなどの相乗効果も生まれています。

ツムラ中国協力会

■日本

国内には、6ヵ所の主要な栽培拠点(北海道・岩手県・群馬県・和歌山県・高知県・熊本県)があります。

原料生薬の需要増加にともない、日本においても原料生薬の栽培拡大を図るため、2009年7月、北海道に夕張ツムラを設立いたしました。夕張ツムラは、北海道で生産される原料生薬の一貫生産拠点として、栽培指導・調達・調製加工・保管を担い、自社管理圃場での蘇葉(そよう)などの原料生薬栽培や栽培効率化の研究・種苗生産も行っております。原料生薬栽培は、将来的に北海道全域で栽培面積約1,000ha、生産量約2,000tに拡大する計画です。

2014年12月、夕張ツムラは「農業生産法人」へ移行しました。農業生産法人化によって、自社農場運営を本格化し、原料生薬の栽培から調製加工・保管までの一貫した生産拠点としての機能強化を進めてまいります。

てみるファームでの作業風景

また、夕張ツムラは、2010年4月に農業生産法人「てみるファーム*」と生薬栽培に関する委託契約を締結し、障がい者が原料生薬栽培に携わることができる機会を提供しております。

＊ てみるファーム:北海道札幌市・石狩市に50ヵ所の事業所・施設をもつ社会福祉法人「はるにれの里」が、2010年4月に知的障がい者の自立を目的として設立した農業生産法人

■ラオス人民民主共和国（ラオス）

桂皮（けいひ）の収穫（ラオス）

2005年の時点では、中国・日本以外の国から調達し、生産記録の収集が困難な生薬が、わずかではありますが存在していました。そのため、生薬トレーサビリティ体制の強化を目的に、原料生薬の栽培に関する共同研究をラオスで開始いたしました。その後、共同研究において良好な結果が得られたことから、2010年2月にラオツムラを設立いたしました。これにより、「安全な生薬の安定確保」のための生薬トレーサビリティ体制が整いました。

現在ラオスでは、7ヵ所の自社管理圃場で原料生薬の栽培を進めております。現地法人設立時点の自社管理圃場は約150haでしたが、現在は約770haに達しています。

ラオスでの事業内容は、ラオス政府が推進している「2+3政策」*に合致した第一次産業事業です。現地での雇用創出や社会経済基盤の整備を行うこともあり、ラオス政府からも期待されております。また、事業を通じた地域貢献として、生薬栽培地のサラワン県ラオンガム郡からの依頼に応え、中学校校舎建設に協力いたしました。

ラオツムラでは、今後も生薬栽培事業を通じて現地雇用の拡大、農業技術の移転・普及など、ラオスの経済成長につながる貢献を継続してまいります。

＊「2+3政策」：ラオスが土地と労働力を提供し、外資が資本・技術・市場を提供する政策

活動目標6
開かれた会社の創造

基本基調	「社会や人々のお役に立てる企業」 「人に優しい企業」

当社は、「一人ひとりが成長することによって、はじめて会社は成長する」という信念のもと、“人”の成長と組織力の向上に重点を置き、「一人ひとりが使命感に燃え、チームプレーで大きな成果を生み出すグループ企業の実現」を目指してまいります。

活動の内容（基本基調）

当社は、「社会や人々のお役に立てる企業」「人に優しい企業」を、会社や社員の行動の根底にある考え方である「基本基調」としております。

これは、「企業は単に法令を遵守し、事業を通じて利益を確保するといった基本的な責任を負うばかりではなく、事業活動による環境負荷を減らすなど、さまざまな社会的配慮が必要である」との認識によるものです。

漢方製剤は、原料生薬の栽培・調達からはじまり、製造・販売までの長い時間と行程を経て、医療機関そして患者様に届けられます。このように当社は製薬企業でありながら、生薬の栽培を通じて第一次産業である「農業」と深く関わっているという側面があります。これらの事業を通じて「社会や人々のお役に立てる企業」「人に優しい企業」でありたいと考え、「障がい者の雇用に関する取り組み」や「循環型企業を目指した環境への取り組み」を進めております。

■障がい者の雇用に関する取り組み

当社の障がい者雇用の基本的な考え方は、業務に必要な能力を有する障がい者を一般社員と同様の戦力として雇用し、同じ職場で協働することです。障がい者の個性と能力が活かされるよう、本人および上長へのヒアリングや面談を定期的に実施し、働きやすい職場環境の提供に取り組んでおります。

グループ会社の取り組みの一例としては、夕張ツムラの生薬加工場においてバリア・フリー化を行い、生薬の選別などで障がい者が作業しやすい職場設計を行っております。

当社がグループ全体のテーマとして雇用促進に取り組んできた結果、国が定める障がい者の法定雇用率2.0%を遵守し、2014年度末において3.55%となりました。グループ会社では、それぞれの事業の特徴に応じて障がい者が働ける機会を

設けております。今後も、漢方・生薬事業を通じたさらなる雇用機会の創出に努めてまいります。

■循環型企業を目指した環境への取り組み

当社は、自然の恵みである生薬の栽培を基点とする事業を展開していることもあり、自然環境への優しさに配慮した「循環型企業」を目指しております。

当社の事業活動において、漢方製剤を製造する過程で生薬残さ*が生じます。現在、中国の工場も含め生薬残さの処理を有料で専門業者に委託し、有機堆肥化するなど全量を再資源化しております。

＊ 生薬残さ:エキスを抽出したあとの生薬の残り

■5S活動

5Sとは整理・整頓・清掃・清潔・躾(しつけ)のことで、活動は職場ごとに到達目標(項目とレベル)を定めて取り組み、その結果を検証し次の段階に進むという形で行っております。活動を通じて職場の全員が活発な討議を行うなど、職場内のコミュニケーションは深まっており、一人ひとりが助け合い、意見を出し合うことによって、働きやすい職場環境を自らが醸成していくことを目指しております。

5S活動は、静岡・茨城の両工場で開始されましたが、現在は本社部門・研究所・石岡センターの他、海外拠点の上海津村製薬有限公司、深圳津村薬業有限公司においても行われております。

❖ 一人ひとりの成長により、会社は成長する ❖

当社は、患者様が安心して、安全に漢方製剤を服用し、有効に治療効果をあげていただくことができるよう、理念に基づく経営の先には常に医療に従事される皆様、そして患者様とそのご家族がいらっしゃることを強く意識して行動しております。

世界に手本のない漢方ビジネスにおいては、各組織そして一人ひとりが何をすべきか、優先すべきことは何かを、自ら考え行動しなければなりません。そして、自ら実行に移していくことを、自然にできる人によって構成される企業集団を目指したいと考えております。経営を支える基盤には必ず“人”がいます。“人”が組織をつく

り、組織が企業を支えて成長を促している以上、働く従業員すべてが「一人ひとりが成長することによって、はじめて会社は成長する」という意識を持つことが重要と考えております。

当社グループは「誰からも信頼される人の企業集団」となるべく、体系的な教育の実施と日々の業務を通じた職場での人材育成とを連携させながら、「明るく、正しく、逞しく」を合言葉に、企業使命を果たしてまいります。

配当について

当社では、株主様に対する利益還元を会社の重要な政策と考え、今後も事業の継続的な発展を目指し、中長期の利益水準やキャッシュ・フローの状況等を勘案し、安定配当を実施していく方針としております。

<配当金の推移>

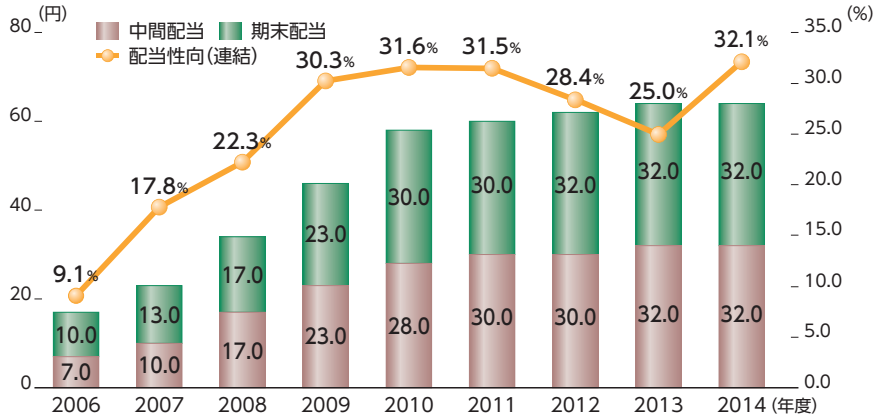

(注) 2014年度の1株当たり配当金および配当性向につきましては、第79回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を提案しており、その提案が決議された場合の数値を記載しております。

3 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、84億2千8百万円であります。
その主なものは、医薬品生産設備増強のための76億9千8百万円であります。

4 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資、社債発行等による資金調達は行いませんでした。

5 直前3連結会計年度の財産および損益の状況

■売上高 (百万円)

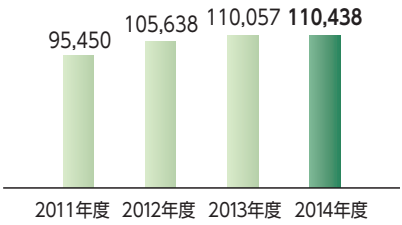

■営業利益 (百万円)

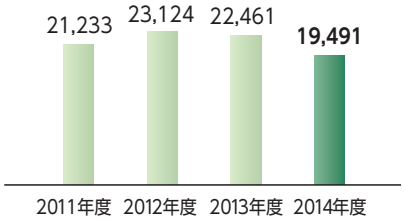

■経常利益 (百万円)

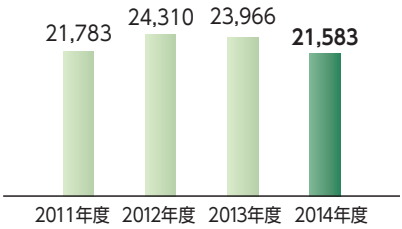

■当期純利益 (百万円)

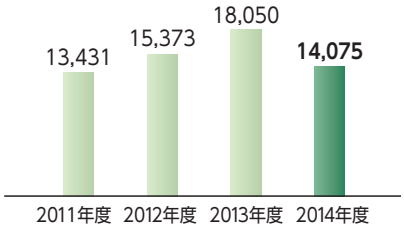

■総資産 (百万円)

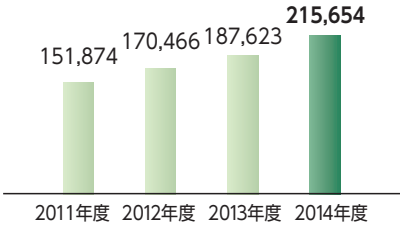

■純資産 (百万円)

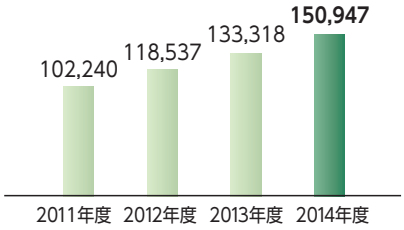

(単位:百万円)

区　分	第76期(2011年度)	第77期(2012年度)	第78期(2013年度)	第79期(2014年度)
売上高	95,450	105,638	110,057	110,438
営業利益	21,233	23,124	22,461	19,491
経常利益	21,783	24,310	23,966	21,583
当期純利益	13,431	15,373	18,050	14,075
1株当たり当期純利益(円)	190.45	217.98	255.94	199.58
総資産	151,874	170,466	187,623	215,654
純資産	102,240	118,537	133,318	150,947
1株当たり純資産額(円)	1,430.94	1,658.88	1,860.14	2,103.04

6 主要な事業内容 (2015年3月31日現在)

下記製品の製造、販売ならびに輸出

事業の名称	製品分類	主要製品
医薬品事業	医療用医薬品	医療用漢方製剤129処方、ウィルソン病治療薬 メタライト他
	一般用医薬品	中将湯・ラムール等の婦人薬、一般用漢方製剤他

7 主要な事業所および工場 (2015年3月31日現在)

①当社

本　店　東京都港区赤坂二丁目17番11号
工　場　静岡工場(静岡県藤枝市)
　　茨城工場(茨城県稲敷郡阿見町)
研究所　ツムラ研究所(茨城県稲敷郡阿見町)
事業所　札幌支店、仙台支店、東京支店、南関東支店、横浜支店、
　　関東甲信越支店、名古屋支店、北陸支店、京都支店、
　　大阪支店、神戸支店、広島支店、高松支店、福岡支店

(注)なお、北陸支店、京都支店は、2015年4月1日より、京滋北陸支店となっております。

②連結子会社

株式会社ロジテムツムラ(静岡県藤枝市)
深圳津村薬業有限公司(中国深圳市)
上海津村製薬有限公司(中国上海市)
TSUMURA USA, INC.(米国カリフォルニア州)

(注) 株式会社クリエイティブサービスについては、2014年8月1日付けで、当社が保有していた全株式を譲渡したため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。

8 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率(%)	主要な事業内容	備考
株式会社ロジテムツムラ	250(百万円)	100.0	運送および保管	連結子会社
深圳津村薬業有限公司	50,440,000(米ドル)	100.0	原料生薬の調達・選別加工および保管	連結子会社
上海津村製薬有限公司	36,200,000(米ドル)	63.0	漢方エキス粉末の製造および販売	連結子会社
TSUMURA USA, INC.	1,261,328(米ドル)	100.0	米国における医薬品開発	連結子会社
株式会社夕張ツムラ	80(百万円)	25.0	原料生薬の調達・選別加工および保管	非連結子会社
LAO TSUMURA CO., LTD.	386,623(米ドル)	100.0	原料生薬の栽培	非連結子会社

(注1) 株式会社クリエイティブサービスについては、2014年8月1日付けで、当社が保有していた全株式を譲渡したため、当第2四半期連結会計期間より連結の範囲から除外しております。
(注2) 株式会社夕張ツムラは、2014年12月に農業生産法人に移行しております。

③重要な関連会社の状況

会社名	資本金又は出資金	議決権比率(%)	主要な事業内容
四川川村中薬材有限公司	8,739,985(米ドル)	26.0	原料生薬の調達・選別

9 従業員の状況 (2015年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,335(673)名	437名増(402名減)

(注1) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は( )内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
(注2) 在外子会社の雇用形態を見直したため、臨時従業員数が減少し、従業員数が増加しております。

10 主要な借入先の状況 (2015年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,781百万円
株式会社三井住友銀行	9,269百万円
株式会社みずほ銀行	3,816百万円

11 その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2．株式に関する事項（2015年3月31日現在）

1 発行可能株式総数

250,000,000株

2 発行済株式の総数

70,771,662株
（自己株式 246,883株を含む）

3 株主数

14,123名（前期末比 3,142名減）

〈所有者別株式数分布状況〉

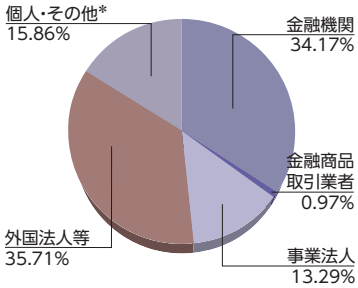

*「個人・その他」には、自己株式246,883株を含めております。

4 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,100 千株	5.81 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,976	4.22
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,197	3.12
ツムラグループ従業員持株会	1,973	2.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,805	2.56
SAJAP	1,643	2.33
JUNIPER	1,621	2.30
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,591	2.26
BNYML－NON TREATY ACCOUNT	1,581	2.24
第一三共株式会社	1,525	2.16

（注）持株比率は自己株式（246,883株）を控除して計算しております。

3. 役員に関する事項

1 取締役および監査役の状況（2015年3月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	加藤照和（かとう てるかず）	渉外調査室、監査室担当
専務取締役執行役員	杉田亨（すぎた とおる）	購買部、物流企画部、情報技術部担当
常務取締役執行役員	髙崎隆次（たかさき りゅうじ）	製品戦略本部長
取締役執行役員	竹田秀一（たけだ しゅういち）	信頼性保証本部長
取締役執行役員	中山照也（なかやま てるなり）	コンプライアンス推進室長　兼　人事部担当
取締役執行役員	藤康範（ふじ やすのり）	内部統制室長　兼　経営企画室、 コーポレート・コミュニケーション室、 経理部担当
取締役執行役員	岩澤強（いわさわ つよし）	生薬本部長
社外取締役	杉本茂（すぎもと しげる）	公認会計士、不動産鑑定士、税理士、 株式会社さくら綜合事務所　代表取締役、 さくら萌和有限責任監査法人　代表社員、 ヒューリックリート投資法人　監督役員
常勤監査役	森善樹（もり よしき）	
常勤監査役	湊幸男（みなと ゆきお）	
社外監査役	湯佐富治（ゆ さ とみじ）	公認会計士、 株式会社マーキュリーファイナンシャルブレイン 代表取締役、 株式会社AOI Pro. 社外監査役
社外監査役	野田聖子（のだ せいこ）	弁護士

（注1）取締役杉本茂氏は、社外取締役であります。
（注2）監査役湯佐富治氏および監査役野田聖子氏は、社外監査役であります。
（注3）監査役湯佐富治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注4）当社は、杉本茂氏および湯佐富治氏ならびに野田聖子氏を株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2で定める「独立役員」として、同取引所に対して届出を行っております。
（注5）当社は執行役員制度を導入しており、取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

執行役員の状況（2015年3月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	村田亮市（むらた りょういち）	医薬営業本部長
執行役員	戸田光胤（とだ こういん）	生薬本部副本部長　兼　中国統括室長、 上海事務所長
執行役員	中田充（なかた みつる）	秘書室長　兼　総務部担当
執行役員	碓井公利（うすい きみとし）	生産本部長

（注6）当事業年度末日後の役員は次のとおりであります。

取締役および監査役の状況(2015年4月1日付)

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	加藤照和（かとう てるかず）	渉外調査室、監査室担当
専務取締役執行役員	杉田亨（すぎた とおる）	購買部、物流企画部、情報技術部担当
常務取締役執行役員	髙崎隆次（たかさき りゅうじ）	製品戦略本部長
取締役執行役員	竹田秀一（たけだ しゅういち）	信頼性保証本部長
取締役執行役員	中山照也（なかやま てるなり）	コンプライアンス統括部長　兼　人事部担当
取締役執行役員	藤康範（ふじ やすのり）	内部統制室長　兼　経営企画室、 コーポレート・コミュニケーション室、 経理部担当
取締役執行役員	岩澤強（いわさわ つよし）	生薬本部長
社外取締役	杉本茂（すぎもと しげる）	公認会計士、不動産鑑定士、税理士、 株式会社さくら綜合事務所　代表取締役、 さくら萌和有限責任監査法人　代表社員、 ヒューリックリート投資法人　監督役員
常勤監査役	森善樹（もり よしき）	
常勤監査役	湊幸男（みなと ゆきお）	
社外監査役	湯佐富治（ゆ さ とみじ）	公認会計士、 株式会社マーキュリーファイナンシャルブレイン 代表取締役、 株式会社AOI Pro. 社外監査役
社外監査役	野田聖子（のだ せいこ）	弁護士

執行役員の状況（2015年4月1日付）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
執行役員	村田亮市（むらた りょういち）	医薬営業本部長
執行役員	戸田光胤（とだ こういん）	生薬本部副本部長　兼　中国統括室長
執行役員	中田充（なかた みつる）	秘書室長　兼　総務部、法務部担当
執行役員	碓井公利（うすい きみとし）	生産本部長

2 取締役および監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	員　数	報酬等の総額	報酬等の種別
取　締　役 （うち社外取締役）	10名 (1名)	325百万円 (9百万円)	基本報酬
監　査　役 （うち社外監査役）	4名 (2名)	62百万円 (15百万円)	基本報酬
合　計 （うち社外役員）	14名 (3名)	388百万円 (24百万円)	

(注1) 上記には、2014年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名分を含めております。
(注2) 取締役の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
(注3) 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第70回定時株主総会において月額50百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
(注4) 監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第69回定時株主総会において月額6百万円以内と決議いただいております。

②その他の報酬等

イ　2005年6月29日開催の第69回定時株主総会決議に基づき、2014年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し役員退職慰労金48百万円を支給しております。

ロ　当事業年度に係る報酬等および上記イ以外に、当事業年度に受け、または受ける見込み額が明らかになった報酬等はありません。

3 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本茂氏は、株式会社さくら綜合事務所の代表取締役およびさくら萌和有限責任監査法人の代表社員を兼務しております。なお、いずれも当社との間に特別の関係はありません。

監査役湯佐富治氏は、株式会社マーキュリーファイナンシャルブレインの代表取締役を兼務しております。なお、当社との間に特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役杉本茂氏は、ヒューリックリート投資法人の監督役員を兼務しております。なお、当社との間に特別の関係はありません。

監査役湯佐富治氏は、株式会社AOI Pro.の社外監査役を兼務しております。なお、当社との間に特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

【取締役会および監査役会への出席状況】

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役　杉本　茂	21回	100%	—	—
監査役　湯佐富治	21回	100%	24回	100%
監査役　野田聖子	18回	86%	22回	92%

【取締役会および監査役会における発言状況】

取締役杉本茂氏は、公認会計士、不動産鑑定士、税理士としての見地から、取締役会において適宜有益な助言・提言を行っております。

監査役湯佐富治氏は、公認会計士としての見地から、取締役会および監査役会において適宜有益な助言・提言を行っております。

監査役野田聖子氏は、弁護士としての見地から、取締役会および監査役会において適宜有益な助言・提言を行っております。

④当社および当社の主要取引先等特定関係事業者との親族関係

該当事項はありません。

⑤社外役員に関するその他の重要な事項

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えるため、2011年6月29日開催の第75回定時株主総会において補欠の社外監査役として佐藤信祐氏が選任されております。

⑥責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役および社外監査役各1名と、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

1 名称

新日本有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	45百万円

3 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意に基づき会計監査人を解任する方針です。

また、取締役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に勘案し、必要と認められる場合には、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出する方針です。

5．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります（2015年4月1日改正）。

1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①企業活動におけるコンプライアンスを基本とする行動原則である「ツムラ行動憲章」を含む「ツムラ　コンプライアンス・プログラム」を定め、教育をはじめとする継続的な取り組みを計画的に実施しております。

②企業活動において常に高い倫理性と透明性を確保し、研究者、医療担当者、患者団体、卸売業者等との交流に対する説明責任を果たし、社会の信頼に応えていくために「ツムラ　コード・オブ・プラクティス」（以下「ツムラコード」という）を制定し、これに基づき設置された「ツムラコード委員会」が、「ツムラコード」の管理・運営・周知徹底等を行っております。

③当社グループのコンプライアンス推進に関する方針・計画については、「コンプライアンス委員会」を設置し、そこで審議・策定のうえ、取締役会の承認を得て決定し、各業務担当部門及びグループ会社へ方針提示・指示しております。

④コンプライアンスの推進にあたっては、コンプライアンス最高責任者、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進担当者及びコンプライアンス主管部門（コンプライアンス統括部）を置き、当社グループのコンプライアンス体制整備・教育・浸透を図っております。また、コンプライアンス担当役員（コンプライアンス統括部担当）は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。

⑤コンプライアンスに関する相談・連絡の窓口として「ツムラグループ　ホットライン」（匿名も可）を社内外に設置し、情報の収集と改善に努めております。この場合、相談・連絡内容を秘密とするとともに、相談・連絡者に対して不利益な取扱いを行わないこととしております。

⑥業務運営の状況を把握し、その改善を図るため、社長直轄の内部監査部門（監査室）が「内部監査規程」に基づき内部監査を適正に実施しております。

⑦財務報告の適正性を確保する内部統制は、金融庁企業会計審議会公表の実施基準に準じ基本方針及び計画を定め、それに基づき内部統制部門（内部統制室）が有効性の評価を実施しております。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務の執行に係る文書その他の情報については、適切な情報管理を行うため、法令及び「情報管理基本規程」等に従い、情報管理最高責任者、情報管理担当役員、情報管理責任者及び情報管理主管部門(総務部)を置き、社内体制の整備及び教育等に取り組んでおります。

②情報管理担当役員(総務部担当)は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。

③取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社グループのリスク管理に関する基本的な事項を定め、効果的に実施するため「リスク管理規程」を制定しております。

②当社グループのリスク管理に関する方針・計画については、「リスク管理委員会」を設置し、そこで審議・策定のうえ、取締役会の承認を得て決定し、各業務担当部門及びグループ会社へ方針提示・指示しております。

③リスク管理の推進にあたっては、リスク管理最高責任者、リスク管理担当役員、リスク管理統括推進責任者、リスク管理推進責任者及びリスク管理主管部門(総務部)を置き、社内体制の整備やリスクの洗い出し、評価を行うとともに、リスク発生回避のための対策や、万が一発生した場合の被害や損失を極小化するための措置を講じております。
また、リスク管理担当役員(総務部担当)は、当社グループの取り組み状況を把握し、取締役会において定期的に報告しております。

④当社グループの企業活動に重大な影響を及ぼすおそれがある緊急事態が発生した場合には、リスク管理最高責任者を本部長とする緊急対策本部を設置し、その対策にあたります。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①各職位の職務・権限及び責任について定めた「組織・職務権限規程」に基づく意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務を執行しております。

②執行役員制度のもと、執行役員の業務目標について取締役会で承認し、その執行状況を取締役会において定期的に報告させる等、効率的な業務執行を行っております。

5 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①関係会社を管理するにあたっての基準を明確にする「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の指導及び育成を適正に推進するとともに、グループ内の取引に関する公正性を維持するため「グループ内取引管理規程」を制定し、適正性を確保するよう努めております。

②関係会社に対して実施する内部監査に関し、その手続き及び方法について定める「関係会社監査基準」に基づき、企業活動が適正に行われているか否かの評価を実施しております。

③国内子会社からのコンプライアンス関連の相談・連絡を社内外窓口である「ツムラグループ　ホットライン」で受け付け、情報の収集と改善に努めており、海外子会社におきましても個別の相談窓口を設置しております。
さらに、定期的に国内外のグループ会社の責任者を集めて、当社グループのコンプライアンス推進を徹底しております。
また、国内子会社については「ツムラコード」を遵守させております。

6 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は監査役と協議のうえ、監査役会の円滑な運営および監査役監査の効率化を推進するため、監査役会事務局を設置し、使用人を置いております。当該使用人は監査役の指示に従って職務を遂行するとともに、員数、任命、評価、異動その他人事に関する事項については、監査役と協議のうえ、その同意を得て行っております。

7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項や監査役から求められた職務の執行に関する事項等をすみやかに報告しております。

②報告の方法については、取締役と監査役との協議により決定する方法や「監査役監査基準」等の規定に従っております。

8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、当社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、定期的に監査役と常務会メンバーとの意見交換の機会を確保し、取締役に対する監視等の実効性の向上を図っております。

■コーポレート・ガバナンス体制

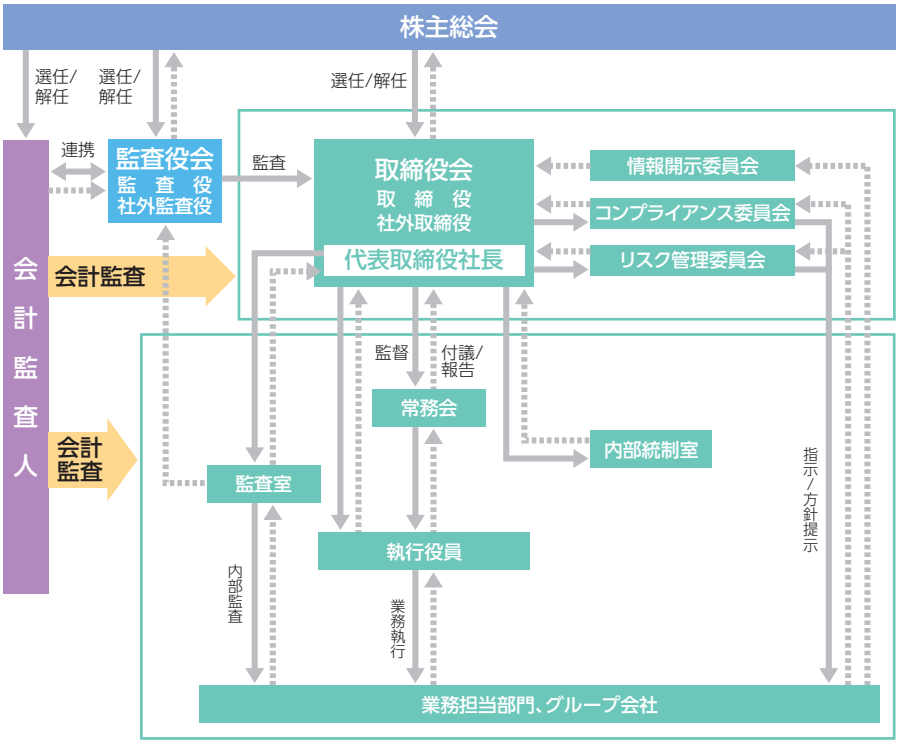

第79回定時株主総会招集ご通知 添付書類

第79期連結計算書類

連結貸借対照表……79P

連結損益計算書……81P

(ご参考)連結キャッシュ・フロー計算書 ……82P

連結株主資本等変動計算書……83P

連結貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位:百万円）

科目	当期末 平成27年3月31日現在	前期末（ご参考） 平成26年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**128,484**	**108,692**
現金及び預金	19,379	14,445
受取手形及び売掛金	42,142	39,553
商品及び製品	8,887	8,842
仕掛品	13,276	10,542
原材料及び貯蔵品	28,552	24,038
繰延税金資産	284	1,654
その他	15,965	9,618
貸倒引当金	△ 4	△ 3
固定資産	**87,169**	**78,931**
有形固定資産	**60,624**	**57,148**
建物及び構築物	57,353	57,088
機械装置及び運搬具	40,773	39,653
工具、器具及び備品	9,257	8,281
土地	9,531	9,897
建設仮勘定	8,479	3,224
その他	249	225
減価償却累計額	△ 65,020	△ 61,222
無形固定資産	**209**	**210**
投資その他の資産	**26,336**	**21,572**
投資有価証券	18,167	17,462
退職給付に係る資産	1,123	—
繰延税金資産	33	26
その他	7,014	4,087
貸倒引当金	△ 2	△ 4
資産合計	**215,654**	**187,623**

(単位:百万円)

科　目	当期末 平成27年3月31日現在	前期末(ご参考) 平成26年3月31日現在
負債の部		
流動負債	41,366	45,179
支払手形及び買掛金	2,828	3,210
短期借入金	21,957	21,957
未払金	6,251	6,357
未払法人税等	635	5,890
返品調整引当金	8	8
その他	9,684	7,755
固定負債	23,339	9,126
長期借入金	15,000	—
繰延税金負債	1,557	66
再評価に係る繰延税金負債	1,413	1,559
退職給付に係る負債	64	2,341
その他	5,304	5,159
純資産の部		
株主資本	135,351	124,974
資本金	19,487	19,487
資本剰余金	1,940	1,940
利益剰余金	114,313	103,934
自己株式	△ 389	△ 388
その他の包括利益累計額	12,964	6,212
その他有価証券評価差額金	2,432	1,861
繰延ヘッジ損益	3,559	552
土地再評価差額金	2,130	1,984
為替換算調整勘定	4,207	2,259
退職給付に係る調整累計額	633	△ 445
少数株主持分	2,631	2,131
負債・純資産合計	215,654	187,623

連結損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位:百万円）

科　目	当 期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）	前 期（ご参考）（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
売上高	110,438	110,057
売上原価	41,859	38,787
売上総利益	**68,578**	**71,269**
販売費及び一般管理費	49,087	48,808
営業利益	19,491	22,461
営業外収益	**2,355**	**1,797**
受取利息	89	56
受取配当金	326	327
持分法による投資利益	44	2
為替差益	1,386	962
その他	508	448
営業外費用	**264**	**292**
支払利息	201	186
その他	62	106
経常利益	21,583	23,966
特別利益	**65**	**4,418**
固定資産売却益	4	2
投資有価証券売却益	—	4,416
関係会社売却益	61	—
特別損失	**1,570**	**267**
固定資産売却損	33	0
固定資産除却損	346	267
減損損失	973	—
関係会社出資金評価損	217	—
税金等調整前当期純利益	20,078	28,118
法人税、住民税及び事業税	**5,455**	**9,937**
法人税等調整額	**299**	**△ 27**
少数株主損益調整前当期純利益	14,323	18,207
少数株主利益	**248**	**157**
当期純利益	14,075	18,050

（ご参考）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位:百万円）

科　目	当 期 （平成26年4月1日～ 平成27年3月31日）	前 期（ご参考） （平成25年4月1日～ 平成26年3月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,992	5,908
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,683	△ 1,694
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,408	△ 4,575
現金及び現金同等物に係る換算差額	207	1,016
現金及び現金同等物の増減額	4,925	656
現金及び現金同等物の期首残高	14,418	13,762
現金及び現金同等物の期末残高	19,343	14,418

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

		株主資本				
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日　残高		19,487	1,940	103,934	△ 388	124,974
会計方針の変更による累積的影響額				817		817
会計方針の変更を反映した当期首残高		19,487	1,940	104,751	△ 388	125,791
連結会計年度中の変動額	剰余金の配当			△ 4,513		△ 4,513
	当期純利益			14,075		14,075
	自己株式の取得				△ 1	△ 1
	株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		—	—	9,561	△ 1	9,560
平成27年3月31日　残高		19,487	1,940	114,313	△ 389	135,351

(単位:百万円)

その他の包括利益累計額						少数株主持分	純資産合計
その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
1,861	552	1,984	2,259	△ 445	6,212	2,131	133,318
							817
1,861	552	1,984	2,259	△ 445	6,212	2,131	134,135
							△ 4,513
							14,075
							△ 1
571	3,006	146	1,948	1,079	6,751	500	7,252
571	3,006	146	1,948	1,079	6,751	500	16,812
2,432	3,559	2,130	4,207	633	12,964	2,631	150,947

第79回定時株主総会招集ご通知 添付書類

第79期計算書類

貸借対照表……87P

損益計算書……89P

株主資本等変動計算書……91P

貸借対照表（平成27年3月31日現在）

（単位:百万円）

科目	当期末 平成27年3月31日現在	前期末（ご参考） 平成26年3月31日現在
資産の部		
流動資産	**119,374**	**101,167**
現金及び預金	16,598	11,537
受取手形	525	806
売掛金	41,297	37,774
商品及び製品	9,493	9,417
仕掛品	11,102	9,268
原材料及び貯蔵品	19,230	15,815
前渡金	11,676	7,728
前払費用	447	448
繰延税金資産	99	1,482
その他	8,908	6,892
貸倒引当金	△ 4	△ 4
固定資産	**82,171**	**76,505**
有形固定資産	**47,431**	**45,065**
建物	19,641	20,802
構築物	821	881
機械及び装置	7,075	8,613
車両運搬具	11	16
工具、器具及び備品	2,060	1,925
土地	9,274	9,639
建設仮勘定	8,427	3,056
その他	119	130
無形固定資産	**123**	**126**
投資その他の資産	**34,616**	**31,313**
投資有価証券	16,547	15,842
関係会社株式	1,967	2,131
出資金	68	79
関係会社出資金	8,202	8,420
関係会社長期貸付金	3,776	3,018
長期前払費用	95	148
前払年金費用	422	—
敷金	1,068	1,074
その他	2,467	599
貸倒引当金	△ 0	△ 2
資産合計	**201,546**	**177,673**

(単位:百万円)

科　目	当期末 平成27年3月31日現在	前期末(ご参考) 平成26年3月31日現在
負債の部		
流動負債	**38,948**	**42,497**
支払手形	232	311
買掛金	1,063	879
短期借入金	21,957	21,957
未払金	6,085	6,234
未払費用	3,488	3,453
未払消費税等	1,953	—
未払法人税等	580	5,749
預り金	178	165
返品調整引当金	8	8
その他	3,401	3,738
固定負債	**22,734**	**8,285**
長期借入金	15,000	—
繰延税金負債	1,123	230
再評価に係る繰延税金負債	1,413	1,559
退職給付引当金	264	1,611
その他	4,934	4,885
純資産の部		
株主資本	**131,740**	**122,491**
資本金	**19,487**	**19,487**
資本剰余金	**1,940**	**1,940**
資本準備金	1,940	1,940
利益剰余金	**110,702**	**101,451**
利益準備金	2,931	2,649
その他利益剰余金	107,770	98,801
特別償却準備金	20	23
繰越利益剰余金	107,750	98,778
自己株式	**△ 389**	**△ 388**
評価・換算差額等	**8,122**	**4,398**
その他有価証券評価差額金	**2,432**	**1,861**
繰延ヘッジ損益	**3,559**	**552**
土地再評価差額金	**2,130**	**1,984**
負債・純資産合計	**201,546**	**177,673**

損益計算書（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

（単位:百万円）

科　目	当 期（平成26年4月1日～平成27年3月31日）	前 期（ご参考）（平成25年4月1日～平成26年3月31日）
売上高	108,658	105,961
売上原価	43,741	37,933
売上総利益	64,916	68,028
販売費及び一般管理費	47,155	46,677
営業利益	17,761	21,350
営業外収益	2,293	1,487
営業外費用	240	267
経常利益	19,813	22,569
特別利益	16	4,416
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	—	4,416
関係会社売却益	16	—
特別損失	1,514	408
固定資産売却損	3	0
固定資産除却損	319	209
子会社事業補償金	—	199
減損損失	973	—
関係会社出資金評価損	217	—
税引前当期純利益	18,315	26,577
法人税、住民税及び事業税	5,096	9,632
法人税等調整額	271	△ 97
当期純利益	12,947	17,042

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				特別償却準備金	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日残高	19,487	1,940	2,649	23	98,778	101,451	△ 388	**122,491**
会計方針の変更による累積的影響額					817	817		817
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,487	1,940	2,649	23	99,595	102,268	△ 388	**123,308**
事業年度中の変動額 利益準備金の積立			281		△ 281	–		
特別償却準備金の取崩				△ 2	2	–		
剰余金の配当					△ 4,513	△ 4,513		△ 4,513
当期純利益					12,947	12,947		12,947
自己株式の取得							△ 1	△ 1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	–	–	281	△ 2	8,154	8,433	△ 1	**8,432**
平成27年3月31日残高	19,487	1,940	2,931	20	107,750	110,702	△ 389	**131,740**

(単位:百万円)

評価・換算差額等				純資産合計
その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
1,861	552	1,984	4,398	126,889
				817
1,861	552	1,984	4,398	127,707
				△ 4,513
				12,947
				△ 1
571	3,006	146	3,724	3,724
571	3,006	146	3,724	12,156
2,432	3,559	2,130	8,122	139,863

第79回定時株主総会招集ご通知 添付書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告……95P

計算書類に係る会計監査報告……96P

監査役会の監査報告……97P

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社 ツムラ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　江　口　　潤　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツムラの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツムラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月15日

株式会社 ツムラ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江　口　　潤　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　佐　藤　武　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツムラの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年

10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社 ツムラ　監査役会

常勤監査役　森　善　樹　㊞

常勤監査役　湊　幸　男　㊞

社外監査役　湯　佐　富　治　㊞

社外監査役　野　田　聖　子　㊞

以　上

MEMO

お知らせ・株主メモ

株主様アンケート集計結果…… 101P
株主メモ…… 103P

株主様アンケート集計結果

■当社では、株主様向けの活動をさらに充実させるべく、2014年12月に株主様アンケートを実施いたしました。
その結果、2015年1月までに2,000通を超えるご回答をいただきました。ご協力まことにありがとうございました。アンケート結果を集計いたしましたので、以下にご報告いたします。

■年齢

選択肢	合計(人)	割合(%)
20歳代以下	27	1.3
30歳代	127	6.1
40歳代	236	11.2
50歳代	302	14.4
60歳代	623	29.7
70歳代	547	26.1
80歳代以上	237	11.2
計	2,099	100.0

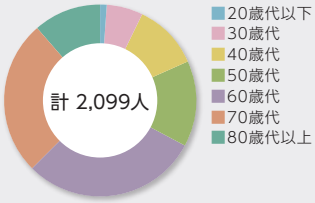

■ご職業

選択肢	合計(人)	割合(%)
会社員	394	19.1
公務員	54	2.6
自営業	199	9.6
医師	40	1.9
薬剤師	48	2.3
医療関係(医師・薬剤師除く)	31	1.5
主婦	376	18.2
パート・アルバイト、契約社員	87	4.2
無職・定年退職	760	36.8
その他	77	3.8
計	2,066	100.0

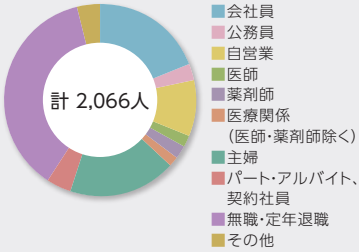

■当社株式の保有株数

選択肢	合計(人)	割合(%)
100株未満	134	6.4
100株以上1,000株未満	1,453	69.6
1,000株以上5,000株未満	472	22.6
5,000株以上10,000株未満	18	0.9
10,000株以上	12	0.5
計	2,089	100.0

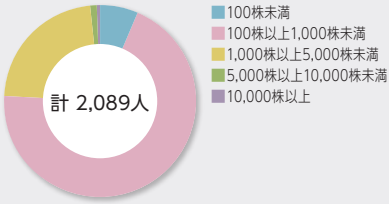

■当社株式の保有期間

選択肢	合計(人)	割合(%)
6ヵ月未満	129	6.1
6ヵ月以上1年未満	474	22.5
1年以上3年未満	775	36.8
3年以上5年未満	267	12.7
5年以上10年未満	193	9.2
10年以上20年未満	133	6.3
20年以上	133	6.4
計	2,104	100.0

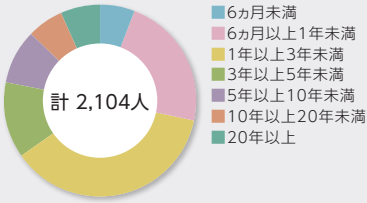

■当社株式の購入理由

（複数回答）

選択肢	人数（人）
事業（漢方）の将来性	958
漢方の服用経験がある	308
配当	306
企業価値評価	274
業績	198
株価の割安感	131
財務体質・健全性	122
その他	66
社会・環境への取り組み姿勢	64
証券会社の推奨	46
相続・贈与	38
計	2,511

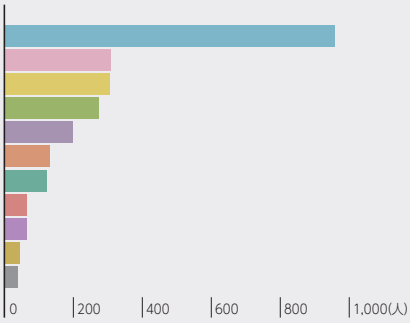

■今後における当社株式の保有方針

（複数回答）

選択肢	人数（人）
長く持ち続けたい	1,420
買い増したい	439
1年以内に売却したい	114
その他	103
売却済	53
計	2,129

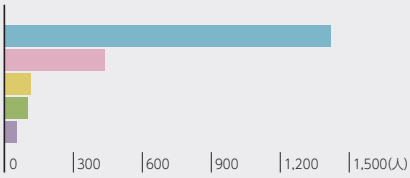

■保有方針選択理由

（複数回答）

選択肢	人数（人）
当社の将来性・成長性を期待している為	1,223
当社（漢方）のファンだから	412
株主還元(配当・自社株買い等)を期待している為	303
含み損が出ている為	87
その他	51
含み益が出ている為	49
当社の将来性・成長性が期待できない為	45
株主還元(配当・自社株買い等)が期待できない為	38
計	2,208

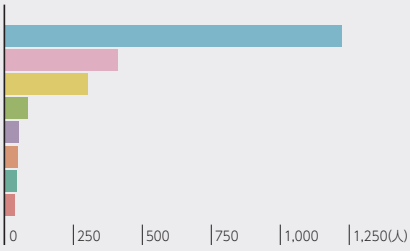

■当社に関し、もっとお知りになりたい情報

（複数回答）

選択肢	人数（人）
漢方製剤の効能・効果など	879
中・長期事業戦略	820
株主様への利益還元方針	813
漢方医学そのもの	468
CSR（社会貢献活動等）	105
その他	55
計	3,140

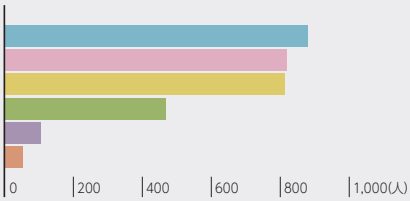

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号 TEL 0120-232-711（通話料無料） 受付時間　9:00～17:00（土・日・祝祭日等を除く）
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL http://www.tsumura.co.jp/zaimu/index.htm （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。）

株式に関するお手続き等について

お問合せ内容	証券会社等にて株式をお持ちの場合	特別口座※にて株式をお持ちの場合
住所変更	お取引の証券会社等へお問合せください。	三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。
単元未満株式の買取請求・買増請求		
配当金受領方法の変更		
未受領の配当金の受領方法	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 電話：0120-232-711（通話料無料）	

※株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）に預託されていなかった株主様の株式は、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社に「特別口座」を開設して記録、管理しております。

ご案内

少額投資非課税口座（NISA口座）における配当等のお受け取りについて

新規に購入された当社株式をNISA口座でご所有される場合、配当等につき非課税の適用を受けるためには、口座管理機関（証券会社等）を通じて配当等を受け取る方式である「**株式数比例配分方式**」をお選びいただく必要がございます。
ご所有の株式のうち、特別口座に記録された株式をお持ちの株主様は「株式数比例配分方式」をお選びいただくことができませんのでご注意ください。
NISA口座に関する詳細につきましては、お取引の証券会社等にお問合せください。

MEMO

MEMO

MEMO

表紙の生薬について

表紙の生薬は、『補中益気湯(ほちゅうえっきとう)』の構成生薬です。
これら10種類の生薬を水のみで煎出し、噴霧乾燥法により製した乾燥エキスを、有機溶媒や水を一切使用しないツムラ独自の乾式造粒法により顆粒剤とした漢方エキス製剤です。

自然と健康を科学する ツムラ

第79回 定時株主総会 会場ご案内図

昨年と会場が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

会 場	ザ・キャピトルホテル 東急 1階「鳳凰」 東京都千代田区永田町二丁目10番3号
日 時	2015年6月26日(金曜日) 午前10時～ (受付開始 午前9時)

交通機関のご案内

溜 池 山 王 駅 →
- 東京メトロ 南北線
- 東京メトロ 銀座線
  (南北線ホーム経由)

国会議事堂前駅 →
- 東京メトロ 千代田線
- 東京メトロ 丸ノ内線
  (千代田線ホーム経由)

永田町方面改札 6番出口 直結

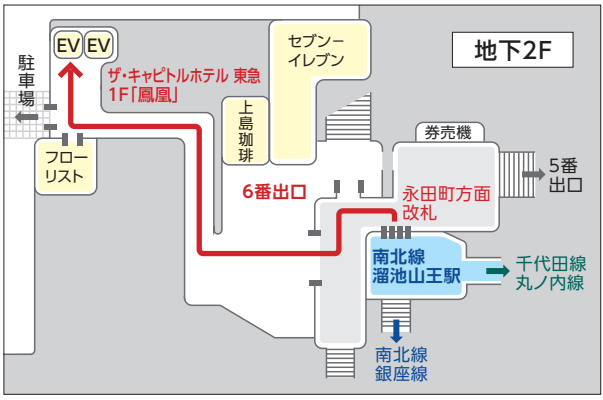

お問い合わせ先(平日9:00～17:45)

株式会社ツムラ 総務部 総務課
電話：03-6361-7130

VEGETABLE OIL INK
この印刷物は、環境に配慮した植物油100%のインキを使って印刷しております。

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。